

有価証券報告書

事業年度 自 2025年4月1日
(第26期) 至 2026年3月31日

エン株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第26期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	9
3 【事業等のリスク】	13
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
5 【重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【自己株式の取得等の状況】	42
3 【配当政策】	43
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	43
5 【従業員の状況等】	64
第5 【経理の状況】	66
1 【連結財務諸表等】	67
2 【財務諸表等】	106
第6 【提出会社の株式事務の概要】	119
第7 【提出会社の参考情報】	120
1 【提出会社の親会社等の情報】	120
2 【その他の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【事業年度】 第26期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 エン株式会社
(旧会社名 エン・ジャパン株式会社)

【英訳名】 en Inc.
(旧英訳名 en Japan Inc.)
(注) 2025年6月24日開催の第25期定時株主総会の決議により、
2025年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 越智 通勝

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理室長 中島 純

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理室長 中島 純

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	54,544	67,716	67,661	65,678	59,093
経常利益 (百万円)	10,138	4,072	5,369	5,943	4,191
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,628	2,695	4,196	7,628	2,616
包括利益 (百万円)	7,242	3,067	4,649	8,250	2,371
純資産額 (百万円)	41,160	35,125	32,161	37,618	31,824
総資産額 (百万円)	56,215	51,967	48,974	56,942	49,708
1株当たり純資産額 (円)	903.89	816.84	777.70	905.56	830.17
1株当たり当期純利益金額 (円)	147.71	60.98	102.38	186.76	66.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	147.38	60.24	100.52	183.34	65.11
自己資本比率 (%)	72.2	66.8	64.8	65.0	63.1
自己資本利益率 (%)	17.2	7.2	12.6	22.2	7.7
株価収益率 (倍)	19.99	37.37	26.35	8.80	16.74
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,453	4,447	6,430	8,062	3,550
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,086	△4,220	△4,060	△843	△6,523
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,813	△9,246	△7,855	△3,021	△8,047
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	33,389	24,384	19,178	23,584	12,480
従業員数 (名)	2,928	3,380	3,317	3,430	3,191
[ほか、平均臨時雇用人員]	—	[356]	[492]	[455]	—

- (注) 1. 当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」制度を導入しております。当制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有している当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
2. 平均臨時雇用人員について、当該臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満である連結会計年度は、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	35,281	42,951	47,918	47,523	42,958
経常利益	(百万円)	10,292	3,331	3,387	4,555	2,416
当期純利益	(百万円)	7,341	2,638	2,883	7,003	1,602
資本金	(百万円)	1,194	1,194	1,194	1,194	1,194
発行済株式総数	(株)	49,716,000	49,716,000	49,716,000	49,716,000	49,716,000
純資産額	(百万円)	41,496	35,133	31,050	35,246	28,746
総資産額	(百万円)	51,347	46,136	43,102	48,914	39,495
1株当たり純資産額	(円)	921.00	821.16	750.75	847.86	748.73
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	70.1 (-)	70.1 (-)	70.1 (-)	70.1 (-)	32.7 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	163.61	59.71	70.35	171.45	40.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	163.24	58.98	69.07	168.30	39.87
自己資本比率	(%)	80.6	75.7	71.1	70.8	71.6
自己資本利益率	(%)	18.8	6.9	8.8	21.4	5.1
株価収益率	(倍)	18.04	38.17	38.35	9.58	27.34
配当性向	(%)	42.8	117.4	99.6	40.9	80.4
従業員数	(名)	1,450	1,848	2,135	2,254	2,014
[ほか、平均臨時雇用人員]		[177]	[353]	[492]	[134]	[82]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み))	(%) (%)	88.5 (102.0)	70.8 (107.9)	85.2 (152.5)	56.3 (150.2)	41.7 (202.2)
最高株価	(円)	4,695	3,210	2,905	2,838	1,814
最低株価	(円)	2,541	1,606	2,084	1,643	1,101

- (注) 1. 当社は、「株式給付信託(J-E S O P)」制度を導入しております。当制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております
2. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 2026年3月期の1株当たり配当額32円70銭については、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
4. 平均臨時雇用人員について、当該臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満である事業年度は、記載を省略しております。

2 【沿革】

年月	概要
2000年 1月	東京都新宿区においてインターネットを利用した求人求職情報サイトの企画・開発・提供並びにそのシステムの運営を目的としてエン・ジャパン株式会社を設立。 「[en]社会人の就職情報」（現「エン転職」）をオープン。
2月	人材紹介会社の集合サイト「[en]転職コンサルタント」（現「ミドルの転職」）をオープン。
7月	人材派遣会社の集合サイト「[en]派遣のお仕事情報」（現「エン派遣」）をオープン。
2001年 6月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現・東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場）へ上場。
2003年10月	当社の求人広告に著作権が発生することが裁判で認められる（求人広告史上初）。
2004年 6月	株式会社日本ブレンセンターの会社分割により、新卒採用関連事業、教育・評価関連事業を承継。
2009年10月	企業の従業員向け教育・集合研修サービス「エンカレッジ」（現「エンカレッジオンライン」）を開始。
2010年 8月	人材紹介会社「ウォールストリートアソシエイツ株式会社」（現「エンワールド・ジャパン株式会社」）を連結子会社化。
2011年11月	就職・転職に活かせる口コミサイト「カイシャの評判」（現「en Lighthouse」）をオープン。
2012年 6月	WEB/IT/ゲーム業界専門エンジニア・クリエイターのキャリア情報サイト「CAREER HACK」をオープン。
12月	女性の正社員転職情報サイト「[en]ウィメンズワーク」をオープン。
2013年 4月	ベトナム最大手の求人サイト及び人材紹介を展開している「Navigos Group, Ltd.」及び「Navigos Group Vietnam Joint Stock Company」を連結子会社化。 人材紹介「エン エージェント」サービス開始。
2014年 6月	インドの人材紹介会社「New Era India Consultancy Pvt, Ltd.」を連結子会社化。
2015年10月	インターネットを利用した社員教育・研修サービス「エンカレッジオンライン」を開始。
11月	「[en]チャレンジ!はた☆らく」を、アルバイト求人サイト「エンバイト」にリニューアルオープン。
2016年 2月	オンライン結婚支援サービスを提供する「エン婚活株式会社」（現「エン婚活エージェント株式会社」）を設立。
8月	採用サイト作成・応募者管理・転職意向者へのスカウト機能を持つ採用支援ツール「engage（エンゲージ）」の提供開始。
2017年 4月	20代の若手ハイキャリア向け求人サイト「AMBI」をオープン。
10月	企業の採用管理システム等を提供する「株式会社ゼクウ」を連結子会社化。
12月	従業員の離職リスク可視化ツール「HR OnBoard（HR オンボード）」のサービス提供を開始。
2018年 6月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2019年 3月	インドのIT人材派遣会社「Future Focus Infotech Pvt. Ltd.」を連結子会社化。 UI・UXデザインカンパニー「アウルス株式会社」を連結子会社化。
2020年 1月	国内最大級のフリーランスエンジニア・デザイナー向けの案件検索エンジンサイト「フリーランススタート」を運営する「株式会社 Brocante」を連結子会社化。
10月	リファレンスチェックサービス「ASHIATO」のサービス提供を開始。
2021年 3月	社員・アルバイト向け求人サイト「エンゲージ」をオープン。
8月	セールス及びマーケティングのノウハウ・リソース提供を通じ、企業の業績向上を支援する「エンSX（セールストラנסフォーメーション）」事業を開始。
2022年 4月	東京証券取引所プライム市場へ市場変更。
2025年 2月	ダイレクトリクルーティング採用のRPO領域に特化する「株式会社VOLLECT」を連結子会社化。
9月	株式会社ROXXの新設分割会社の株式(back check事業)を取得。
10月	商号をエン株式会社に変更。
2026年 4月	engage事業を株式会社カカコムへ事業継承。
4月	当社と株式会社PopleXが合弁会社「エンPeopleX」を設立。

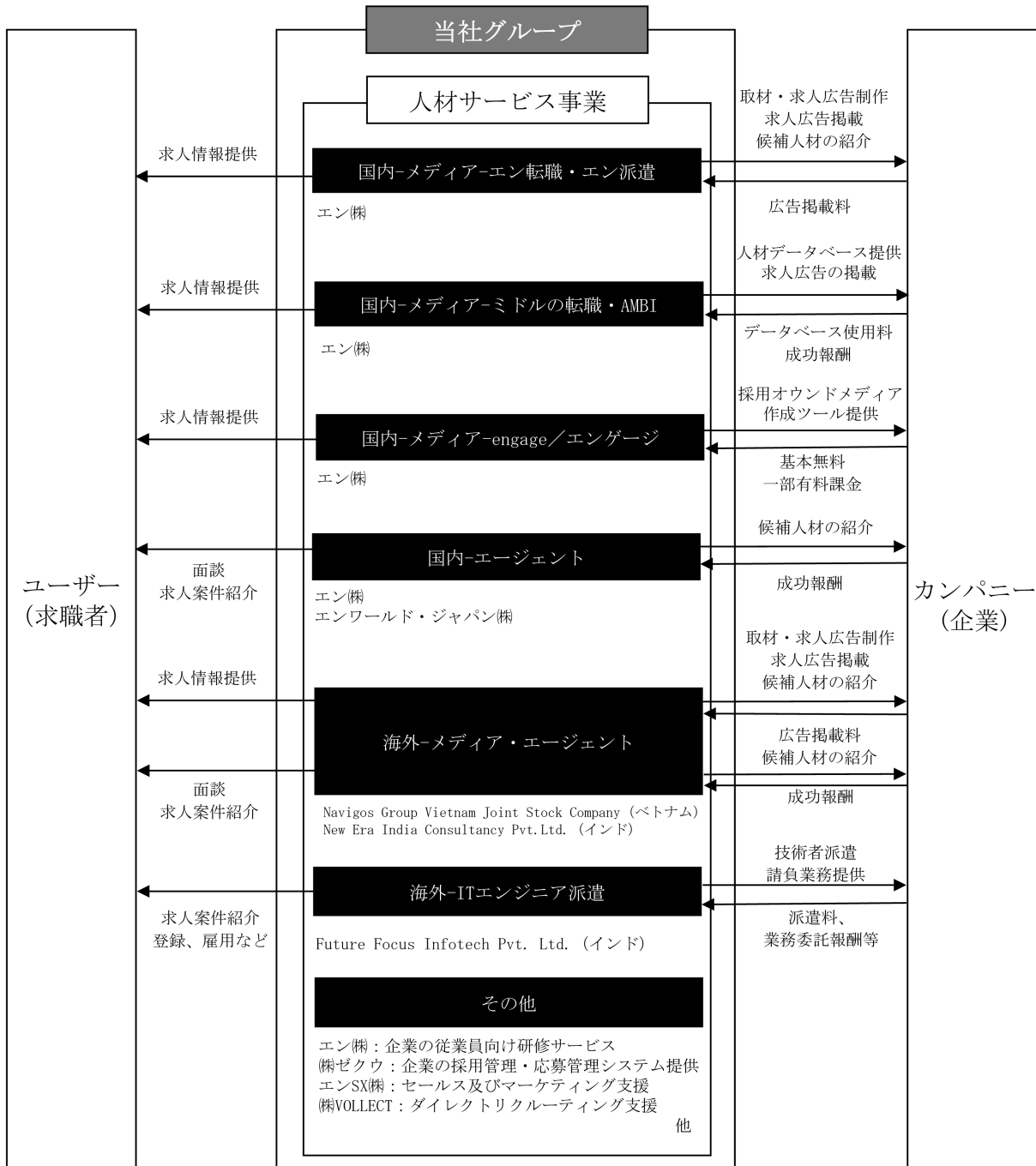
3 【事業の内容】

当社グループの報告セグメントは、「人材サービス事業」の単一セグメントとなります。2026年3月31日現在、当社及び連結子会社14社によって構成されております。

人材サービス事業における主な提供サービス内容は次のとおりであります。

主なサービス名	サービス内容	事業主体	
「エン転職」	総合転職情報サイト	エン(株)	
「engage」	採用支援 HR-Techサービス		
「AMBI」	若手ハイキャリア特化型求人サイト 人財プラットフォームサービス		
「ミドルの転職」	ミドル世代向けハイクラス求人サイト 人財プラットフォームサービス		
「エン派遣」	人材派遣会社の集合サイト		
「エンバイト」	アルバイト求人情報サイト		
「エン エージェント」	人材紹介		
「iroots」	新卒学生向けスカウト サービス		
「back check」	オンライン完結型リファレンスチェック		
企業の人材活躍を支援する各種サービスの提供			
人事制度、評価制度コンサルティング			
「en world」	日本国内のグローバル企業 向け人材紹介及び人材派遣		エンワールド・ジャパン(株)
「Vietnam Works」 「Navigos Search」	ベトナムにおける求人広告 サイト及び人材紹介		Navigos Group Vietnam Joint Stock Company
「New Era India」	インドにおける人材紹介	New Era India Consultancy Pvt. Ltd.	
インドにおけるIT人材派遣		Future Focus Infotech Pvt. Ltd.	
採用管理システム・業務管理システムの提供		(株)ゼクウ	
「エンSX」	セールス・マーケティング支援	エンSX(株)	
「PRO SCOUT」	ダイレクトリクルーティング採用にお けるRPO支援	(株)VOLLECT	

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) エンワールド・ ジャパン株式会社	東京都中央区	65百万円	人材紹介 人材派遣	100.0%	役員の兼任あり
(連結子会社) en-Asia Holdings Ltd. (注) 1	中華人民共和国 香港特別行政区	460百万HKD	事業会社への投資	100.0%	役員の兼任あり
(連結子会社) Navigos Group, Ltd. (注) 1、(注) 2、(注) 3	ベトナム社会主 義共和国 ホーチミン市	1百万USD	求人サイトの運営 人材紹介	100.0% (100.0%)	役員の兼任あり
(連結子会社) Future Focus Infotech Pvt, Ltd. (注) 3	インド共和国 チェンナイ市	25百万INR	IT人材派遣	99.8% (85.8%)	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) 株式会社Hajimari	東京都渋谷区	100百万円	人材紹介	21.4%	—

(注) 1. 特定子会社であります。

2. Navigos Group, Ltd. の登記上の住所は、英領ヴァージン諸島であります。

3. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は、間接所有であります。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 上記の他連結子会社10社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

6. エンワールド・ジャパン株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	6,381百万円
	② 経常利益	813百万円
	③ 当期純利益	584百万円
	④ 純資産額	1,490百万円
	⑤ 総資産額	2,836百万円

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループが属する国内人材ビジネス市場は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や産業構造の変化を背景に、構造的な労働力不足が一層深刻化しております。これにより、企業間の人材獲得競争は継続的に激化しており、採用市場は大きな転換期を迎えています。

こうした環境下においては、雇用の流動性の高まりに加え、求職者・企業双方におけるサービス選択の多様化・高度化が進展しており、人材マッチングの難易度は一段と高まっています。特に、業種・地域間での需給ギャップの拡大により、労働市場のミスマッチが顕在化しており、中小企業を中心に採用難や人件費上昇が経営課題となっております。

また近年では、AI技術の急速な進展により、採用・人材マッチング領域においてもデータ活用の高度化や業務効率化が進んでいます。求人・求職データの分析精度向上やスクリーニングの自動化、キャリア提案の高度化など、AIの利活用はサービス付加価値の向上と生産性改善の両面で重要性を増しています。一方で、企業においてはAI人材やデジタル人材の需要が急速に拡大しており、人材需給の偏在はさらに強まる傾向にあります。

企業側では、賃上げやリテンション施策の強化、リスクリング投資の拡充など、人材確保・定着に向けた取り組みが加速していますが、労働供給制約は依然として強く、今後も人材獲得競争は一層激しさを増す見通しです。また、求職者のキャリア志向の変化により、業界を横断した転職が進むなど、人材の流動化はさらに進展すると見込まれます。

このような環境の中で、企業間の人材確保力の差は拡大し、競争優位性の二極化が進行する可能性があります。

一方、海外市場においては、当社グループが展開するインドおよびベトナムにおいて、中長期的に高い経済成長が見込まれています。両国は人口規模が大きく平均年齢も若いことから、IT・テクノロジー分野を中心に旺盛な人材需要が継続しており、AI・デジタル領域を含めた高度人材ニーズの拡大を背景に、成長ポテンシャルは引き続き高いと認識しております。

当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画のもと成長戦略を推進してまいりましたが、事業環境の急速な変化を踏まえ、経営方針および事業戦略の抜本的な見直し（構造改革）を進めております。

深刻化する人材不足は社会的課題である一方、人と組織の課題解決を使命とする当社グループにとっては、中長期的な成長機会でもあります。特にAIの進展は、当社サービスの高度化および提供価値の拡張を可能にする重要なドライバーであり、今後の競争優位性を左右する要素と認識しています。

今後は、事業ポートフォリオの再構築、コーポレート・ガバナンスの強化、ならびに意思決定の迅速化を推進するとともに、AIをはじめとするテクノロジー活用を積極的に進めてまいります。

当社グループは、事業活動を通じて人材と企業の最適なマッチングを実現し、社会全体の生産性向上と持続的成長に貢献するとともに、企業価値の向上を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする」というパーパス（存在意義）のもと、「人」、そして「企業」の“縁”に関わる領域でビジネスを展開しております。

その中で、地球環境の保全や、従来からの固定観念にとらわれないイノベティブな事業創造のための多様な人材の活躍を推進するため、サステナビリティに関する施策を行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは様々な要因により異なる可能性があります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ推進に向け、以下の体制のもとで、サステナビリティに関する課題や具体的な取り組みの方向性などを審議・決定するとともに、取り組み実績をモニタリングいたします。

組織または部署	役割
取締役会	リスク管理委員会が策定したサステナビリティ関連の方針および重要施策について定期的に報告を受け、当社にとって重要なサステナビリティ関連リスク及び機会を特定・評価するとともに、施策の進捗状況を定期的に監督し、必要に応じて見直しおよび改善の指示を行います。
リスク管理委員会	サステナビリティ関連のリスク及び機会について、全社的な視点で特定・評価を行い、対応方針および優先順位を策定します。また、各施策の進捗状況およびKPIを定期的にモニタリングし、必要に応じて是正措置や追加施策の検討を行い、その結果を取締役に報告します。
経営会議	サステナビリティ関連の重要事項について管理本部長（事務局）から定期的に報告を受け、施策の実行状況及びリスクの変化を監視するとともに、重要なリスクへの対応方針や具体的な施策について審議・決定を行います。
管理本部	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を管理本部、経営戦略本部、人材戦略室から定期的に収集・集約し、重要課題の特定および分析を行います。また、KPIの進捗状況を管理し、リスク管理委員会および経営会議に対して定期的に報告を行います。

(2) 戦略

当社は、「ビジネスを通じた社会課題の解決」を基本方針として掲げ、サステナビリティ課題を事業戦略と一体的に位置付け、持続的な企業価値向上に取り組んでおります。当社の主力事業である分野においては、人材不足の深刻化、スキルニーズの高度化、労働市場の流動化といった社会課題が進展しており、これらは当社にとってサービス需要の拡大という事業機会である一方で、人材確保の競争激化やサービス品質維持といったリスク要因とも認識しております。

このような認識のもと、当社はマテリアリティとして「働きがいと経済成長」および「質の高い教育の提供」を重要課題として特定しております。これらは、当社の人材関連サービスおよび教育・研修事業と密接に関連しており、中長期的な収益機会の創出および競争力強化に資するものと考えております。

具体的には、求職者のスキル向上支援やキャリア形成支援の強化に加え、企業の人材ニーズに対応した教育コンテンツの拡充や、AI等のデジタル技術を活用したマッチング精度の向上に取り組んでおります。これにより、顧客企業および求職者双方への付加価値提供を高めております。また、これらの施策の推進にあたっては、サービス品質の維持・向上や人材確保を重要課題と認識し、継続的なモニタリングおよび必要な対応を実施しております。

これらの取り組みを通じて、事業成長と社会課題の解決の両立を図るとともに、持続可能な社会の実現および当社の中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

[環境負荷軽減への取組み]

当社の事業の特性上、環境へのインパクトは少ないですが、企業行動憲章において、「環境保全の重要性を強く認識し、環境問題に真摯に取り組むと同時に、事業活動に対する社会からの理解を得るよう努める」ことを定めております。国内外の環境関連法や条例等の規制等を遵守するとともに、事業における環境負荷の軽減、社員への環境に関する教育・啓発等を行なっております。

イ. ペーパーレス化の推進

当社は、社内会議において、原則として紙を使用いたしません。データによる資料共有およびプロジェクターによる投影等により実施しており、取締役会等においても同様の方針であります。また、承認書類等の電子化の取り組みも積極的に進めております。

ロ. 省エネ活動の促進（移動に伴う環境負荷の低減）

従業員のリモートワーク体制を整備し、オンラインによる顧客企業との商談や求職者との面談を積極的に推進することにより、移動に伴う環境負荷の低減につなげております。

[人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針]

当社における人材の育成及び社内環境整備に関する方針は、従業員一人ひとりの「CareerSelectAbility®」を高めることです。CareerSelectAbility®（キャリア自己選択力）とは、当社オリジナルの言葉であり、いかなる状況においても自身が望むキャリアを選べるだけの実力、つまり、仕事内容や働く企業、外部環境が変化しても、活躍が続けられるような普遍的な能力を指しています。高いCareerSelectAbility®を有する人材を増やすことは、組織としての変化への適応力を高め、当社の持続的な成長・発展を加速させます。また、従業員個人としての人生の充実・幸福度合いにも影響を与えるものとして、非常に重視している観点です。

そのため、当社においてはCareerSelectAbility®の獲得・発揮度合いを人事評価の基準としており、その獲得・発揮につながる仕事のアサインメントや上司-部下のコミュニケーション促進、また各種人事制度や教育カリキュラムの提供を行なっております。これらの人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を通して、持続的な能力開発を支援してまいります。

(3) リスク管理

当社では、リスクに機動的に対応できるようリスク管理委員会を設置し、全社重要リスク対応策の立案、実施、評価および改善などを行う、全社リスクマネジメント体制を構築しています。サステナビリティに関連するリスク及び機会については、全社リスク管理の枠組みの中で統合的に管理しており、その識別、評価及び対応状況については、リスク管理委員会において定期的に検討し、取締役会及び経営会議に報告のうえ、必要な対応を実施しております。

リスク管理体制を強化することは、当社の社会的評価や人材を守り、当社の持続的成長と企業価値向上に向けた重要な要素であると考えます。そのため、リスク管理にあたっては、事業環境の変化を踏まえた重要リスクの見直しを継続的に行うとともに、サステナビリティ関連リスク及び機会の重要性を踏まえ、優先順位付けおよび対応策の検討・実施を行っております。

さらに、リスク及び機会については、各部門から収集した情報をもとに識別・評価し、対応方針の策定、施策の進捗管理およびモニタリングを実施するプロセスを整備・運用しております。これらの取り組みにより、サステナビリティ関連リスクを含む全社リスクの適切な管理と、企業価値の持続的向上を図っております。

①リスク及び機会を特定・評価するプロセス

リスク管理委員会は、管理本部、経営企画室、経営管理室、人財戦略室の各部署からサステナビリティ関連のリスクに関する議題の報告を受け、リスクの識別及び評価を行います。主管部署との連携のうえ、検証を行い、対処すべきリスクの優先順位付けを行います。

リスクの評価にあたっては、財務及び事業への影響度、発生可能性に加え、影響の時間軸（短期・中長期）やステークホルダーへの影響等を総合的に勘案しております。その上で、各リスクについて重要度の高低を相対的に評価し、対応の優先順位付けを行うとともに、主管部門と連携のうえ必要な対応策の検討及び実施を行っております。

また機会については、労働市場の変化や人的資本経営への関心の高まり、AI・データ活用の進展等を、当社グループの事業成長及び競争優位性の向上に資する重要な機会として認識しております。これらの機会については、各事業部門が識別を行い、管理本部（事務局）において情報の集約および初期評価を実施した上で、リスク管理委員会において全社的な観点から重要性の評価及び優先順位付けを行っております。

評価にあたっては、事業への影響度、財務影響、実現可能性等の観点に加え、中長期的な成長への寄与度を勘案しております。その結果については、経営会議及び取締役会に報告され、対応方針及び主要施策の方向性について審議・決定を行うとともに、各施策の進捗状況について継続的にモニタリング及び管理を行っております。

②リスク及び機会を管理するプロセス

リスク管理委員会は、各種リスクに対する取り組みについてモニタリングを実施します。取締役会はリスク管理委員会から定期的な報告を受け、各種リスク及び機会に関し管理・監督を行います。

また、機会については各部門及び経営企画室、経営管理室が中心となり、事業戦略への反映、サービス開発・改善・人材開発、業務効率化等の施策につなげるとともに、施策の進捗状況及び事業への影響を確認しております。重要性の高い機会については、経営会議及び取締役会に報告し、対応方針や試作の進捗状況を管理しております。

(4) 指標及び目標

[環境負荷軽減への取り組み]

上記「(2)戦略」において記載した環境負荷軽減への取り組みは、環境負荷の軽減に加え、紙使用量や印刷・保管等に係るコストの削減、申請・承認業務の電子化による業務効率の向上、リモートワークやオンライン商談等の活用による移動時間及び関連コストの抑制など、当社の事業運営の効率化にも資するものと認識しております。

そのため当社では、ペーパーレス化の推進状況を把握する指標として社内電子化割合を、またオフィス運営等に伴う環境負荷及びエネルギー使用の状況を把握する指標としてCO2排出量及びエネルギー消費量を、それぞれ管理指標として位置付けております。

これらの指標を継続的にモニタリングすることにより、環境負荷の軽減とともに、事業運営コストの適正化、業務プロセスの効率化及びデジタル化の進展につなげてまいります。

なお、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取り組みが行われているものの、連結グループに属するすべての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。そのため、当社の指標及び目標を記載しております。

項目	指標	目標 (2027年3月期)	実績 (2026年3月期)
ペーパーレス化の推進	社内電子化割合(注2)	100.0%	100.0%
省エネ活動の促進（移動に伴う環境負荷の低減）	CO2排出量 Scope2 (電気使用量)(注3, 4)	362.8t-CO2/年	363.0t-CO2/年
	エネルギー消費量 Scope2 (電気使用量)(注3, 4, 5)	4664.3MWh/年	4,480.7MWh/年

- (注) 1. 当社（全国オフィス）の紙使用量に対するエン単体の売上高指数（2019年3月期を100とする）であります。
2. 当社の申請業務（稟議・押印）における電子化割合であります。
 3. 当社のうち、主要拠点である東京・大阪・名古屋オフィスが対象であります。各契約事業会社の排出係数および入居ビル提供による排出係数をもとに算出しております。
 4. エネルギー使用量の大半を占める東京オフィスは、入居しているビル全体のCO2排出量を基に按分した数値を使用し削減目標を設定しております。なお、ビル全体の運営状況や他テナントの活動が排出量に影響を与えるため、当社の努力が直接的に排出量削減に結びつかない場合がありますが、引き続き環境負荷低減に向けた取り組みを進めてまいります。
 5. 昨年度のエネルギー消費量の実績に対し、今年度の消費量目標は上回る数値となっております。これは、東京オフィスが入居するビル全体の電気使用量が前年度比で約4%増加していることに加え、当社においても入社率の上昇を見込んでいることをふまえ、今期は昨期実績を上回るエネルギー使用量を想定して設定したものです。なお、当社は引き続き効率的なエネルギー利用に努めるとともに、日常的な省エネ活動を継続することにより、エネルギー使用量の削減に向けた取り組みを進めてまいります。

[人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び目標]

また、当社では、上記「(2)戦略」において記載した人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標として、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりです。なお、当該指標等に関する目標および実績は、当社における人事制度で用いている評価指標であります。各連結子会社の規模・制度の違いから一律記載は困難であることから、当社の指標及び目標を記載しております。

指標	目標 (2027年3月期)	実績 (2026年3月期)
CareerSelectAbility®のスコアが上がった従業員の比率 (毎年度末に実施している360度評価における前年度比) (注1)	50.0%	51.6%

- (注) 1. CareerSelectAbility®のスコアが上がった従業員の比率は、「当事業年度のスコアが前事業年度のスコアを上回った従業員数」÷「前事業年度及び当事業年度いずれも評価対象となる従業員数」により算定しております。
2. CareerSelectAbility®は『7つの考え方』及び『20の能力』で構成されており、これらの達成度合いが人事評価指標となっている正社員を対象としております。当該従業員は360度評価を受け、合計27の設問ごとに5段階評価がなされます。27の評価スコアの平均をCareerSelectAbility®のスコアとしております。
 3. CareerSelectAbility®のスコアが上がった従業員の比率は提出会社を対象として算出しております。なお、CareerSelectAbility®のスコアは提出会社の人事制度において用いている評価指標であり、連結子会社においては、各社の人事制度に基づき異なる評価指標を用いております。
 4. 2027年3月期の目標数値は業績計画に基づき、達成難易度を考慮し決定しております。なお今後は全社の業績改善をふまえ、段階的に目標を引き上げていく予定です。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性がある主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(特に重要なリスク)

(1) 景気の変動、雇用情勢及び感染症について

当社グループの事業は景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであり、当社グループの想定を超えた経済環境の変化があった場合は、当社グループの業績に影響を与えうるリスクであると考えております。特に、大規模かつ深刻な感染症が流行した場合は、当社グループの事業活動に影響を及ぼし、当社グループの業績にも影響を与える可能性があります。当社グループでは、感染症拡大に関するリスクへの対応策として、従業員及び顧客企業の安全確保と感染拡大防止策やBCP（事業継続計画）を整備し、有効な防疫対策を講じた上で事業が継続できる体制の構築に努めています。

(2) 個人情報保護について

個人情報の外部漏洩はもちろん、不適切な利用、改ざん等の重大なトラブルの発生は、当社グループの業績に影響を与えうるリスクと考えております。

当社グループは、個人情報の管理を事業運営上の最重要事項と捉え、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限、組織体制を明確にし、個人情報保護規程をはじめとした規程や規則等を制定しております。また、従業員を対象としたe-ラーニングなどの社内教育を通じて関連ルールを周知徹底し、個人情報保護法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。しかしながら、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、契約内容にかかわらず法的責任を課せられる危険性があります。あるいは、法的責任まで問われない場合でもブランドイメージが毀損し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) M&Aについて

当社グループは事業拡大の一環としてM&A等を展開しており、今後も必要に応じて実施してまいります。ただし、M&A等は、将来予測を基に実施するものであり、不確実性が伴います。

当社グループでは、M&A等を実施する場合には、対象企業の財務内容や契約関係等について詳細な事前調査・検討を行い、極力不確実性を排除するように努めております。しかしながら、M&A後に、偶発債務等の発生や事業環境の変化等により計画通りの事業展開を行えなかった場合は、のれんや関係会社株式の減損処理が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 内部管理体制の充実及び法令遵守について

当社グループは国内外において子会社、関係会社が増加しており、それに比例して不正行為等による法令違反の発生可能性が増加することが想定されます。

当社グループは、これらのリスクの低減のため、各種法令・ルールに則った規程等を制定するとともに、その遵守を担保するため、内部統制システムを整備しております。また、代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、国内外を問わず、監査を通じて当社グループ全体における法令・ルール等の遵守状況の確認等を行っております。しかしながら、人的要因及び急激な事業環境の変化により、内部統制に関する制度の構築、運用、モニタリングのいずれかが十分に機能しない場合、様々な事業リスクを適切に管理できず、業績に影響を与える可能性があります。また、内部統制に関する制度が完全にその機能を果たしたとしても、これらは違法行為のすべてを排除することを保証するものではなく、従業員による重大な過失、不正、その他の違法行為等が生じた場合には、訴訟や損害賠償等の発生により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 技術開発に伴うサービスの陳腐化について

インターネット関連事業は技術革新が著しく、新技術、新サービスが常に生み出されております。当社グループ事業はインターネットと深く関わっており、競争力のあるサービスを提供し続けるためには、かかる新技術及び新サービスを適時に提供することが重要になります。

当社グループでは、ユーザーやクライアントから寄せられる様々なリクエストを吸い上げ、自社システムに反映することや、新技術を用いた質の高いサービスを提供するため、各企画部門が中心となり関係部署と協議の上、新規サービスを開発する体制をとっております。また、新技術を持ち当社サービスとシナジーが発揮できる企業と、業務資本提携やM&A等を実施することで、技術革新に積極的に対応しております。しかしながら、他社が極めて革新的な新サービスを開発し、かつこれに対抗するためのサービスの提供が遅れた場合には、業界内での競争力の低下を招き、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(重要なリスク)

(1) 第三者との係争について

当社グループは、自らが事業を展開する国又は地域の法令等を遵守しておりますが、事業活動に関して重要な訴訟等が提起され、当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 大規模自然災害、ネットワーク障害等について

当社グループの事業はコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や電力供給の停止、通信障害等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの対象事業を営むことができなくなる可能性があります。また、何らかの原因で一時的な過負荷によって当社グループ又はインターネット・サービス・プロバイダーのサーバーが作動不能に陥ったり、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入等の犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には当社グループに直接的損害が発生するほか、サーバーの作動不能や欠陥等に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至ったり、当社グループに対する訴訟や損害賠償請求等が発生することも想定されます。また、大規模なネットワーク障害、大地震等の災害が発生した場合、ユーザーにおける消費活動の萎縮などが生じます。この場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特有の法的規制等に係るものについて

当社グループは、自らが事業を展開する国又は地域の法令等を遵守する必要があります。また、一定の事業においては各国・地域の許認可等を取得する必要があります。

当社グループがこれら法令等の違反又は許認可等を失った場合には、対象事業を営むことができなくなる可能性があります。更に、将来当社グループに適用される法令等の新設又は改正、司法・行政解釈等の変更がある場合は、それに応じた体制整備を迫られ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 海外子会社について

当社グループの中には海外子会社がありますが、海外子会社の運営に際しては為替変動リスクがあるほか、各国及び各地域等の経済情勢、政治情勢、法規制、税制等の変化による影響や、ビジネス慣習の違い等、特有の業務上のリスクがあります。今後、当社グループ内に占める海外子会社の売上、利益の割合が増加し、各国及び各地域等の経済情勢等に変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 新規事業について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業を開拓していく方針であります。実施にあたってはリスクを軽減するために必要な情報収集及び検討を実施しておりますが、不確定要素が多く存在する可能性があり、新規事業の展開が予想通りに進まない場合、また、新規事業への取り組みに付随したシステム投資・研究開発費・広告宣伝費・人件費等の追加的な支出が発生した場合や、当初見込んでいた収益が得られなかった場合は、固定資産の減損の兆候に該当する可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 事業領域について

当社グループは、「人材採用・入社後活躍」を支援する企業としてこれまで培ってきたノウハウ及びブランド力を活用できる領域を中心に事業を推進しております。しかしながら、当該市場規模の縮小や成長鈍化、又は当社グループにおける各種サービスの競争力低下や価格下落等の要因により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 競合について

当社グループが事業を展開する市場では、各分野において多数の競合他社が存在しております。これらの競合他社が当社グループより低い価格で同水準のサービスを展開した場合や、個人ユーザーを取り込む斬新なサービスを提供した場合、当社グループのシェアが下がり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 人的資産について

当社グループが成長に向けて企業基盤を拡充するためには、営業体制の強化や技術開発が不可欠であると考えていることから、優秀な人材の確保・育成には重点的に取り組んでおります。今後、更なる業容拡大を目指す上で、必要な人材を確保・育成できない場合や事業ノウハウを持った人材が社外へ流出した場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

また、人材の確保・育成が順調に進んだ場合でも、人件費、設備コスト等の固定費が当社グループの想定以上に増加した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) ストック・オプション制度による株式価値の希薄化について

当社グループはストック・オプション制度を採用しており、今後ストック・オプションが行使された場合には、株式価値が希薄化する可能性があります。

今後これらストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が最大で2.70%希薄化する可能性があります。

(10) 検索エンジンへの対応について

インターネットユーザーの多くは、検索サイトを利用して必要な情報を入手しており、当社グループの各サービスにおいても、これら検索サイトから多くの利用者を集客しております。当社グループでは、担当部署を設け検索エンジンの仕様変更等に対応できる体制を整えております。しかしながら、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更やシステムトラブル等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社グループにとって優位に働かない場合には、当社グループの集客効果は減退し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定の取引先業種との取引について

当社グループは特定業種に拘らず幅広い業種・職種を対象として営業活動を行っております。しかし、求人求職サービスの需要はその時々の経済情勢と密接な関係があり、特定の産業に偏るといった結果になることが予想されます。今後も幅広い業種・職種を対象として営業活動を展開する方針ですが、特定業種の好不況が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 広告宣伝活動について

広告宣伝活動は、一般に効果を予測することが困難であり、過大な広告宣伝費の支出は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループの事業拡大には、当社グループのブランド認知度を向上させることが重要であり、専門部署による適切な管理のもと、既存媒体を含めた広告宣伝活動を積極的に展開しております。しかしながら、広告宣伝活動の内容によっては費用の増大に繋がるリスクがあります。

(13) 知的財産権侵害等について

当社グループは、提供する各種サービスの名称等における商標権やコンテンツにおける著作権等、多数の知的財産権を保有しております。当社グループは、知的財産権における権利の保護、維持、取得を適正に行っておりますが、第三者との間で知的財産権に関する訴訟の当事者となる可能性があり、その結果、損害賠償等の費用が発生し、当社グループの事業遂行及び業績に影響を与える可能性があります。

逆に、第三者が当社グループのサービスと同一・類似の名称を無断で使用した場合には、ユーザーの誤謬を招いたり、当社グループの評判・信用が毀損され、業績に影響を与える可能性があります。

(14) 代表取締役への依存について

代表取締役会長兼社長である越智通勝は、当社グループの経営方針や事業戦略全般の策定等、多方面において重要な役割を果たしております。

代表取締役が1名であるため、依存リスクが高いとも考えられますが、当社グループでは、代表取締役に過度に依存しない経営体質の構築を進めており、今後より一層代表取締役に権限集中しない経営体質を目指してまいります。但し、何らかの理由により代表取締役に不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは求人情報サイトの運営・人材紹介・教育評価を中心に、「人材採用・入社後活躍」の支援事業をメインに展開しております。

国内の人材ビジネス市場では、少子高齢化による働き手の減少や産業構造の変化により、人材不足が深刻化しております。その結果、企業の採用競争は激しくなり、採用市場は大きな変化の局面を迎えています。

そのような環境の中で当社グループは当連結会計年度を含む今後2年間で構造改革および戦略方針の転換の年と位置付け、事業ポートフォリオの見直し、コスト削減、成長投資の3つを最重要戦略とし事業運営をしております。当期は事業ポートフォリオの見直しの一環としてengage事業の譲渡を決定し、主力事業であるエン転職及びエージェントの強化を行ってまいりました。エン転職は前期までの投資抑制の影響を受けて減収となりましたが、利用企業数の増加を実現しました。エージェントにおいてはグローバル人材紹介を展開するエンワールド・ジャパンがコンサルタント増員や生産性の改善を実現し、増収しております。

これらの結果、連結売上高は59,093百万円（前期比10.0%減）となりました。

また、利益面においてはengageにおいて広告宣伝費をはじめとする費用効率化により削減が進んだものの、減収幅を補うには至らず、営業利益は3,962百万円（前期比32.7%減）、経常利益は4,191百万円（前期比29.5%減）となりました。前年度、株式会社タイミーの株式の売却により投資有価証券売却益を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度は重要な特別利益の計上がなく、親会社株主に帰属する当期純利益は2,616百万円（前期比65.7%減）となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	増減	増減率
売上高	65,678	59,093	△6,584	△10.0%
営業利益	5,892	3,962	△1,929	△32.7%
経常利益	5,943	4,191	△1,752	△29.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,628	2,616	△5,012	△65.7%

主要な事業の概況（管理会計ベース）

（単位：百万円）

売上高				前連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当連結会計年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	増減率
HR	国内	採用サービス	エン転職	17,391	15,306	△12.0%
			engage	9,753	7,057	△27.6%
			その他	15,618	15,343	△1.8%
		エージェント	9,915	10,852	9.4%	
		その他	1,795	2,533	41.1%	
	教育・評価サービス	1,687	1,752	3.8%		
	海外	採用サービス	メディア・エージェント	2,592	2,722	5.0%
		ITエンジニア派遣	3,416	3,742	9.5%	
非HR	国内	営業代行サービス		1,983	1,784	△10.0%

※各事業の売上高合算と連結売上高との差異は、事業間調整及び連結調整等によるものであります。

※非HRというサービス区分はありますがセグメント上は単一の人材サービス事業です。

（メディア）

売上高はエン転職では利用企業数が増加し改善傾向が見られるものの、減収が継続しております。engageにおいては期初より事業黒字化に向けた投資適正化を図っており減収となっております。営業利益はengageにおける費用効率化が進んだものの、減収幅が大きく減益となりました。

その結果、売上高は37,707百万円（前年同期比11.8%減）、営業損益は6,876百万円の利益計上（前年同期比25.3%減）となりました。

（エージェント）

売上高はグローバル人材紹介事業を展開するエンワールド・ジャパンにおいてはコンサルタントの増員などにより成長し、エンエージェントにおいては高年取帯での決定が増加した結果、増収となりました。

営業利益はエンワールド・ジャパン、エンエージェント共に生産性の改善が進み増益となりました。

その結果、売上高は10,852百万円（前年同期比9.4%増）、営業損益は1,628百万円の利益計上（前年同期比23.4%増）となりました。

（採用サービス その他）

売上高は主に派遣会社向けに採用管理システムを提供するゼクウにおいて取引単価の向上や、10月より連結子会社となったリファレンスチェックサービスを展開するback checkの新規連結により増収となりました。

営業利益はゼクウの売上成長が貢献し、増益となりました。

その結果、売上高は2,533百万円（前年同期比41.1%増）、営業損益は790百万円の利益計上（前年同期比66.7%増）となりました。

（教育・評価サービス）

売上高はタレントマネジメントシステムや入社後のオンボーディングサービスの利用が伸長し、増収となりました。

営業利益はサイト開発関連コストが増加し、減益となりました。

その結果、売上高は1,752百万円（前年同期比3.8%増）、営業損益は453百万円の利益計上（前年同期比11.9%減）となりました。

(海外)

売上高はベトナム国内での景気回復や、ITエンジニア派遣において米国事業が成長し、増収となりました。

営業損益はメディア・エージェントにおける継続的なコストコントロールやITエンジニア派遣の増収により増益いたしました。

その結果、売上高は6,464百万円（前年同期比7.6%増）、営業損益は1,264百万円の利益計上（前年同期比99.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は59,093百万円（前期比10.0%減）となりました。また、利益面においてはengageにおいて広告宣伝費をはじめとする費用効率化により費用削減が進んだものの、減収による減益相当額を補うには至らず、営業利益は3,962百万円（前期比32.7%減）、経常利益は4,191百万円（前期比29.5%減）となりました。前年度、株式会社タイミーの株式の売却により投資有価証券売却益5,456百万円を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度は重要な特別利益の計上がなく、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,616百万円（前期比65.7%減）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

① 生産実績

当社グループの主たるサービスは、求人サイトの運営及び人材紹介であるため、生産に該当する事項がありません。よって、生産実績に関する記載はしていません。

② 受注実績

当連結会計年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（%）	受注残高（百万円）	前年同期比（%）
人材サービス事業	60,486	△10.4	10,987	9.2

- (注) 1. 当社グループの事業は単一セグメントであります。
2. 関係会社間取引については相殺消去をしております。
3. 派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には含まれておりません。

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（%）
人材サービス事業	59,093	△10.0

- (注) 1. 当社グループの事業は単一セグメントであります。
2. 関係会社間取引については相殺消去をしております。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ7,233百万円減少し、49,708百万円となりました。

このうち流動資産は9,883百万円減少し、27,205百万円となりました。これは主に自己株取得やback check株式会社の取得により、現金及び預金が8,957百万円、有価証券2,000百万円が減少し、受取手形、売掛金及び契約資産が798百万円増加したこと等によるものであります。また、固定資産は2,649百万円増加し、22,502百万円となりました。これは、ソフトウェアが844百万円、のれんが694百万円、その他に含まれる顧客関連資産が1,133百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ1,439百万円減少し、17,884百万円となりました。このうち流動負債は2,001百万円減少し、14,539百万円となりました。これは前連結会計年度の税負担が減少したことにより未払法人税等が2,318百万円減少したこと等によるものであります。また、固定負債は561百万円増加し、3,345百万円となりました。

(純資産)

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5,794百万円減少し、31,824百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上2,616百万円があった一方、自己株式の取得により5,000百万円減少、配当金の支払いにより3,023百万円減少したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べて11,103百万円減少し、12,480百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

① キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、3,550百万円のプラス（前連結会計年度は8,062百万円のプラス）となりました。これは、税金等調整前当期純利益3,628百万円、減価償却費3,182百万円、法人税等の支払額3,623百万円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、6,523百万円のマイナス（前連結会計年度は843百万円のマイナス）となりました。これは、定期預金の払戻による収入5,965百万円、無形固定資産の取得による支出4,182百万円、定期預金の預入による支出6,342百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、8,047百万円のマイナス（前連結会計年度は3,021百万円のマイナス）となりました。これは、自己株式の取得による支出5,004百万円があったこと等によるものであります。

当社グループでは、主として営業活動によるキャッシュ・フローにより、必要とする資金を調達しております。また、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約（極度額11,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

なお、重要な設備の新設等の計画はありません。

② 財務方針

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、ブランド投資や設備投資、M&A、出資など株主価値向上に資する戦略的な投資を行っていくことを基本方針としております。

また、株主還元を強化することを掲げ、利益配当金につきましては経営成績、財政状態および今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案のうえ実施することを基本方針としております。

2027年3月期の配当金につきましては、配当性向50.0%、1株あたりの年間配当計画は68円30銭を予定しております。

※配当性向は「親会社株主に帰属する当期純利益」を算定根拠としております。

※配当性向の算定に用いる1株当たり当期純利益については、自己株式を除く株数で親会社株主に帰属する当期純利益を除いておりますが、この自己株式には株式給付信託（J-ESOP）分を含めて算定しております。実際には、株式給付信託分の株式についても配当を行うため、当社が設定する配当性向はこれを加味したものととなります。

③ 資金使途

主に人件費及び広告宣伝費を中心とした運転資金、法人税の支払い、配当金の支払いに資金を充当しております。また、テクノロジー分野を中心としたM&A及び出資など、再成長に向けた成長戦略投資を強化する方針に基づき、資金を充当しております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

(吸収分割契約及び子会社株式の譲渡契約)

当社は、2025年12月17日開催の取締役会において、当社のengage事業（求人サイト「エンゲージ」及び採用支援ツールである「engage」を含み、「エン カイシャの評判」を除きます。）を、当社が新たに完全子会社として設立する株式会社エンゲージへの吸収分割（会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割）により承継させた上で、株式会社エンゲージの発行済株式の85.1%（議決権所有割合）に相当する851株を株式会社カカコムに譲渡することを内容とする基本合意書の締結を決議し、同日付で同社との間で基本合意書を締結いたしました。

その後、2026年1月23日開催の取締役会において、本吸収分割契約書及び本株式譲渡契約書の締結を決議し、同日付で締結いたしました。本吸収分割の効力発生日及び本株式譲渡実行日は、いずれも2026年4月1日であり、本吸収分割及び本株式譲渡は同日付で実行されております。本株式譲渡の譲渡価額及び本取引に係る会計上の影響その他の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、総額4,299百万円の投資を実施いたしました。主な投資内容につきましては、各サイトのサービス拡充のための投資として人材サービス事業において実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在における設備及び従業員の配置は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	器具及び 備品	ソフトウェア 等	合計	
本社他 (東京都新宿区他)	人材 サービス事業	事務所設備 Webサイト等	131	25	8,387	8,544	2,014

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「ソフトウェア等」は、無形固定資産の「ソフトウェア」及び「その他」に含まれるソフトウェア仮勘定であります。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 主要な設備の建物については、全て賃借建物にかかわる内装設備等であります。年間賃借料は629百万円であります。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,200,000
合計	187,200,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,716,000	49,716,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
合計	49,716,000	49,716,000	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 執行役員 3 従業員 12 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	202 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 40,400 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2015年7月1日～2033年6月30日 (注) 3、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 943 資本組入額 472
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利行使、権利放棄、人事異動及び退任により、2026年5月31日現在において、取締役2名及び退任取締役1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社は、2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての取締役、執行役員及び従業員(退任した者及び退職した者を除きます)との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記(注)3. から下記に変更されております。
権利行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - ① 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、（注）4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間の前日までに地位喪失日を迎えなかった場合
新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2017年8月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 32（注） 1
新株予約権の数（個） ※	18（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,800（注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年9月30日～2033年6月30日（注） 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,897 資本組入額 1,949
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- （注） 1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利行使、権利放棄及び人事異動により、2026年5月31日現在において、従業員5名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2022年7月1日から2033年6月30日
行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- （1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - （2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注） 2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
 下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 ① 新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、（注）4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 （ア） 新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間の前日までに地位喪失日を迎えてなかった場合
 新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間
 （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
 ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 11（注）1
新株予約権の数（個） ※	5（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2018年9月1日～2033年6月30日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,883 資本組入額 2,442
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄及び人事異動により、2026年5月31日現在において、取締役1名及び従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

権利行使期間：2023年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。

② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
 下記、新株予約権の取得条項に準じて決定する。
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 下記、新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 ① 新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の期間内において、以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、（注）4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 （ア） 新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間の前日までに地位喪失日を迎えなかった場合
 新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間
 （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
 ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 執行役員 5 従業員 215 子会社取締役 3 (注) 1
新株予約権の数（個） ※	6,469 [6,176] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 646,985 [617,685] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月14日～2037年7月13日 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,455 資本組入額 728 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 (注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄、人事異動及び退任により、2026年5月31日現在において、取締役3名、退任取締役1名、執行役員2名及び従業員140名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日まで
行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社

は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記9. に準じて決定する。

9. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記4. の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2023年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 87(注) 1
新株予約権の数(個) ※	1,605 [1,580] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 160,500 [158,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2023年7月14日～2037年7月13日(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,087 資本組入額 1,044 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 (注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄により、2026年5月31日現在において、従業員54名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日まで

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。

② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
 上記6. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 下記8. に準じて決定する。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記3. の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記7. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
- (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 75 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	1,065 [1,005] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 106,500 [100,500] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2024年7月13日～2037年7月12日 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,393 資本組入額 1,197 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 (注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄により、2026年5月31日現在において、従業員53名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

権利行使期間：2027年7月13日から2037年7月12日まで

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。

② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記6. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記8. に準じて決定する。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記3. の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記7. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

決議年月日	2025年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 75(注) 1
新株予約権の数(個) ※	625 [577] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 62,500 [57,700] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2025年8月16日～2037年8月15日(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,483 資本組入額 742 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 (注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数については、付与対象者からの権利放棄により、2026年5月31日現在において、従業員55名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

権利行使期間：2027年8月16日から2037年8月15日まで

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。

② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記6. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記8. に準じて決定する。
9. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙3にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記3. の期間内において、以下に定める場合（ただし、上記7. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日 (注1)	—	49,716,000	—	1,194	177	2,678

(注1) アウルス株式会社を完全子会社とする株式交換により、資本準備金が増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	21	23	47	112	31	4,153	4,387	—
所有株式数 (単元)	—	96,084	8,498	63,267	140,064	258	188,876	497,047	11,300
所有株式数 の割合(%)	—	19.33	1.71	12.73	28.18	0.05	38.00	100.00	—

- (注) 1. 自己株式の11,958,507株は、「金融機関」に22,299単元、「個人その他」に97,286単元、「単元未満株式の状況」に7株が含まれております。「金融機関」の22,299単元は、2026年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有しております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が24単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
越智 通勝	東京都港区	4,383,900	11.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	3,836,800	10.16
一般財団法人エン人材教育財団	東京都新宿区舟町4番4号	3,060,000	8.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,665,600	7.06
有限会社えん企画	東京都新宿区舟町4番4号	2,184,800	5.79
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内一丁目4番 5号)	1,625,876	4.31
越智 明之	京都市左京区	1,475,200	3.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常 任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15 番1号)	1,100,500	2.91
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東 京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,090,138	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京 都千代田区丸の内一丁目4番5号)	1,038,482	2.75
合計	—	22,461,296	59.49

(注) 1. 上記のほか、自己株式が11,958,507株ありますが、明細より除いております。なお、自己株式数には、2026年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する2,229,900株を含めておりません。

2. 前事業年度末において主要株主でなかった日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

3. 2026年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、SOMPOアセットマネジメント株式会社が、2026年2月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
SOMPOアセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋二丁目2番16号	1,939,900	3.90

4. 2026年2月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が、2026年2月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	451,099	0.91
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	498,205	1.00
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	1,058,400	2.13
合計	—	2,007,704	4.04

5. 2025年5月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、オアシスマネジメントカンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)が、2025年5月21日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
オアシスマネジメントカンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)	ケイマン諸島、KY1-1104、グラ ンド・ケイマン、ウグランド・ ハウス、私書箱309、メイプル ズ・コーポレート・サービシ ズ・リミテッド	3,941,942	7.93

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有株式) 11,958,500	22,299	(注) 1
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,746,200	377,462	(注) 2
単元未満株式	普通株式 11,300	—	(注) 3
発行済株式総数	49,716,000	—	—
総株主の議決権	—	399,761	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が9,728,600株及び株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する2,229,900株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式7株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エン株式会社	東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号	9,728,600	2,229,900	11,958,500	24.05
合計	—	9,728,600	2,229,900	11,958,500	24.05

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E S O P)」 制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託E 口)	東京都中央区晴海一丁目 8番12号

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 従業員株式所有制度の概要

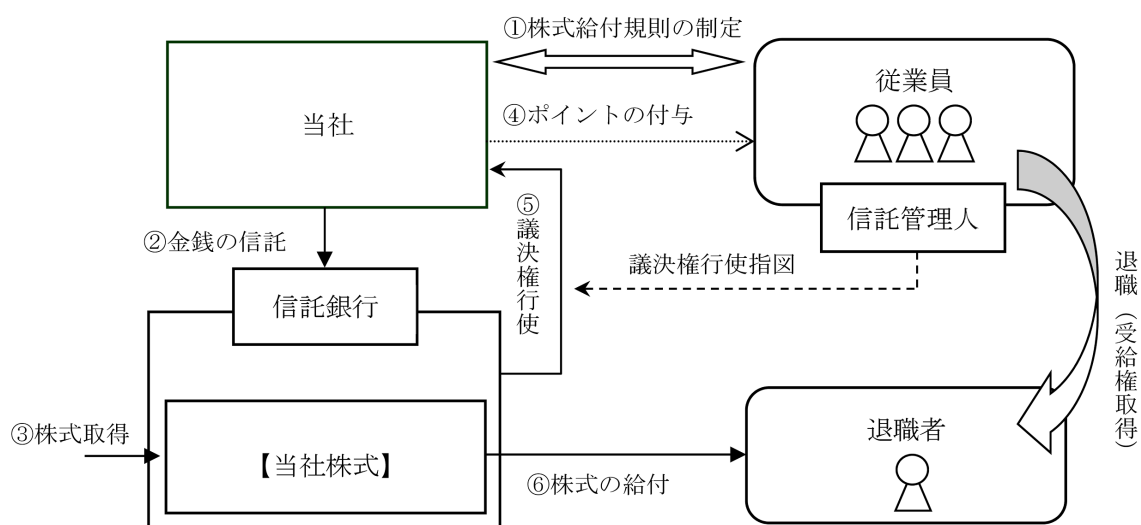
当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E SOP）」（以下、「本制度」という）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規則に基づき、当社の従業員にポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

退職者に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

<株式給付信託の概要>



- ①当社は、本制度の導入に際し「株式給付規則」を制定します。
- ②当社は、「株式給付規則」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④当社は、「株式給付規則」に基づき従業員に対し、勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤信託銀行は、従業員から選出される信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥従業員は、退職時に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数

2026年3月31日現在における日本カストディ銀行株式会社（信託E口）が保有する株式数は、2,229,900株であります。

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の全ての従業員であります。なお、当該従業員には、嘱託、日々雇い入れられる者、臨時に期間を定めて雇い入れられる者は含まれません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得
会社法第165条第2項による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
会社法第370条（取締役会決議に代わる書面決議（2025年5月14日））に基づく決議状況（取得期間2025年5月16日～2026年4月30日）	7,800,000	5,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	3,171,700	4,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,628,300	0
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	59.3	0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	59.3	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	83	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の行使）	27,800	42	4,400	8
保有自己株式数	9,728,607	—	9,724,207	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 当事業年度における保有自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式2,229,900株は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、株主価値向上に資するM&Aや出資など戦略的な投資を行っていくことを基本方針としております。また、株主還元を強化することを掲げ、利益配当金につきましては経営成績、財政状態および今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案のうえ実施することを基本方針としております。

上記方針に則り、2026年3月期の配当金につきましては、配当性向50%である1株当たり32円70銭の配当を実施することに決定いたしました。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

(注) 1. 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月23日 定時株主総会(予定)	1,307	32.7

2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日とし、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当(中間配当金)をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置づけており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると考え、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

取締役会は取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。取締役会は、提出日(2026年6月22日)現在、代表取締役会長兼社長 越智通勝、取締役 寺田輝之、取締役 中島純、社外取締役 林有理、監査等委員(社外取締役) 井垣太介、監査等委員(社外取締役) 石川俊彦、監査等委員(社外取締役) 西川岳志で構成されております。

※当社は、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は7名(内、社外取締役4名)となります。これらが承認可決された場合の取締役会の構成員については、後記「(2) 役員の状況①b.」のとおりであります。

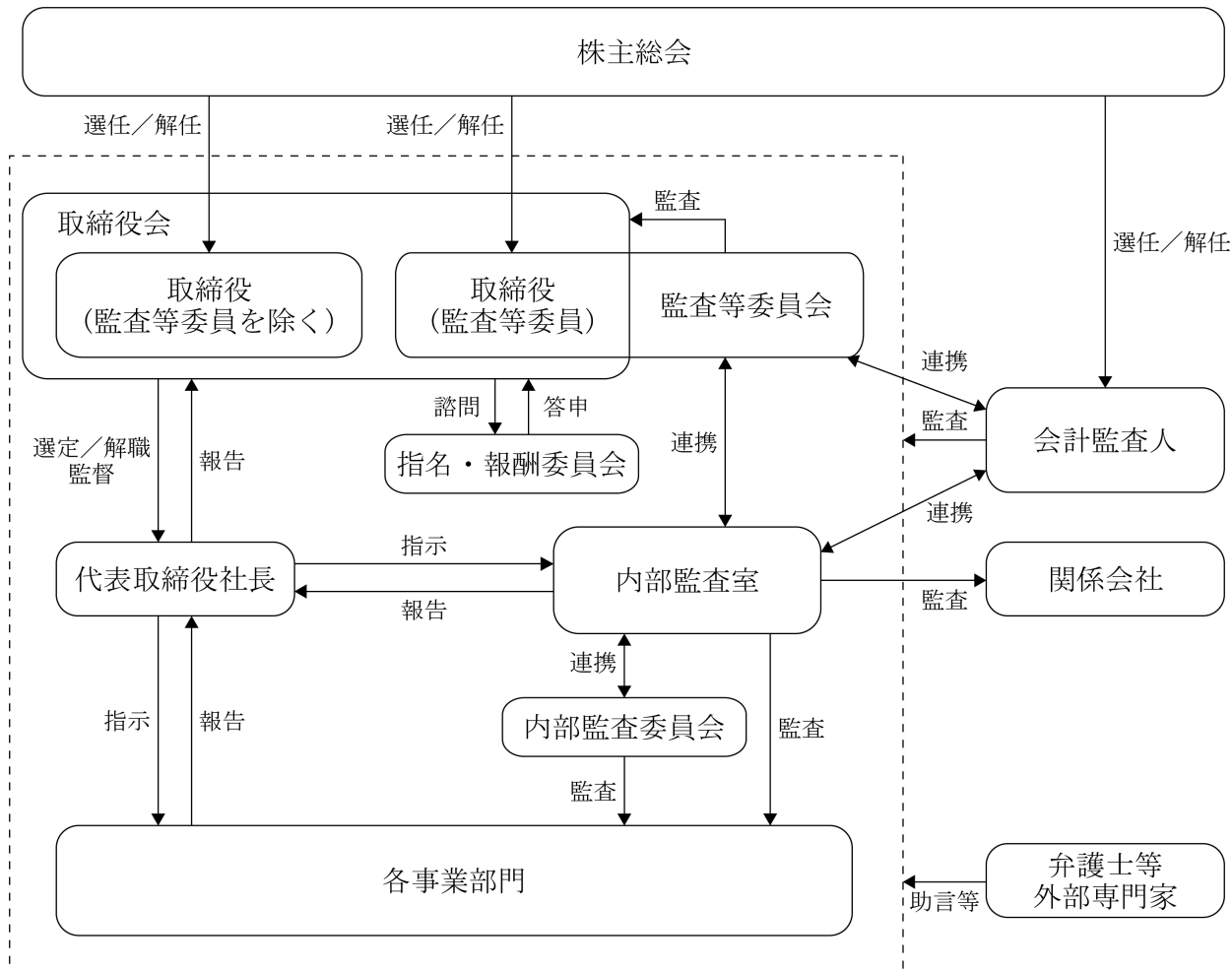
監査等委員会は3名の監査等委員である取締役(うち3名社外取締役)で構成され、原則毎月1回の定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。各監査等委員である取締役は、監査等委員会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。また、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、取締役の職務執行状況についての監査を行っております。監査等委員会は、監査等委員(社外取締役) 井垣太介、監査等委員(社外取締役) 石川俊彦、監査等委員(社外取締役) 西川岳志で構成されております。

なお、取締役の人事・報酬等に係る取締役会の独立性・客観性を一層強化することを目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。当該委員会は社外取締役が構成の過半を占めるとともに、監査等委員である社外取締役が委員長を務めており、取締役会の諮問機関として取締役の人事・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

また、当社は、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は、提出日（2026年6月22日）現在、常務執行役員 田中安人、取締役経営管理室長 中島純、商品開発室長 峯崎直哉、マーケティング室長 今井猛、新規事業開発室長 塩見拓巳の5名であります。

会計監査人といったしましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査等委員会と連携して監査を行っております。特に高度な経営判断を要する場合には、弁護士、税理士等、外部専門家の意見を聴取し対応しております。

(ロ) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(ハ) 当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると考え、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針を定めており、今後も、経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスクに対する管理に努めるとともに、激変する環境の変化に対処できるよう、経営体制の整備充実を図ってまいります。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され、迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築いたします。

また、当社は反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とし、万一、反社会的勢力から何らかの接触を受けたときは、ただちに警察・弁護士等と連携をとり、組織的に対処いたします。

(ハ) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。内部監査室及び内部監査委員会は当社における内部監査と同様に、主要な関係会社に対しても内部監査を行い、また、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促しております。

(ニ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置いたします。この者は、監査等委員会の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査等委員を補佐して実査を行います。

(ホ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に

関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとしております。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

(ヘ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査等委員会の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（もしくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査等委員会に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

(ト) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払

または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(チ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

(リ) 責任限定契約

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額としております。

(ヌ) 役員等のために締結される保険契約

当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(ル) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を、定款に定めております。

(ロ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(ワ) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

（自己の株式の取得の決定機関）

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(カ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ヨ) 取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

(a) 取締役会の活動状況

当社は取締役会を原則として月1回開催しております。

当事業年度における取締役会の活動状況については、以下の通りです。

地位	氏名	出席状況
代表取締役会長兼社長	越智通勝	100% (12回/12回)
取締役	鈴木孝二	100% (2回/2回)
常務取締役執行役員	河合 恩	100% (2回/2回)
取締役執行役員	寺田輝之	100% (12回/12回)
取締役執行役員	岩崎拓央	100% (12回/12回)
取締役執行役員	沼山祥史	100% (2回/2回)
取締役執行役員	中島 純	100% (10回/10回)
社外取締役	坂倉 亘	100% (2回/2回)
社外取締役	林 有理	100% (12回/12回)
社外取締役(監査等委員)	井垣太介	100% (12回/12回)
社外取締役(監査等委員)	石川俊彦	100% (12回/12回)
社外取締役(監査等委員)	西川岳志	91.7% (11回/12回)

- (注) 1. 鈴木孝二氏、河合恩氏、沼山祥史氏及び坂倉亘氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 中島純氏は2025年6月24日開催の定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会では、主に中期経営計画及びその進捗状況、グループ役員人事、取締役の報酬金額、役員賠償責任保険、指名・報酬委員会の委員の選任、その他経営上の重要な事項及び社内規程の改定などについて議論を行いました。また、取締役全員を対象に取締役会の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果を取締役会で分析・評価を実施しております。

そのほか当事業年度における具体的な検討内容は以下の通りであります。

テーマ	検討内容
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略・経営計画に関する意思決定及びモニタリング ・資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する事項 ・子会社のコンプライアンス意識向上に係る課題検討
ガバナンス関連	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンス報告書に関する検討、改定 ・政策保有株式に関する保有意義の検証及び処分の承認 ・IR活動報告 ・ガバナンスの強化に向けた施策状況の検討（グループ内部監査の実施体制構築、決裁権限マトリックス（DOA）を整備・運用、グループ会社モニタリング体制の高度化、事業ポートフォリオの見直し等）
サステナビリティ・人的資本	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティに関する報告・議論（「入社後活躍へのこだわり」の強化、付加価値創出モデルの高度化および業界特化・ソリューション機能の強化、パーパス実現に向けた人的リソースの最適配分、人材区分および機能別の生産性分析と継続的なモニタリング、並びにシナリオベースの人材戦略に基づく採用・配置・育成の最適化等） ・報酬制度の見直しに関する検討 ・従業員の人事制度の見直しに関する検討
決算・財務	<ul style="list-style-type: none"> ・決算短信の承認 ・有価証券報告書等の承認 ・配当・株主還元方針
内部統制関連	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制報告、内部監査報告
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック・オプション付与の件 ・規程改定の件

(b) 指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度における指名・報酬委員会の活動状況については、2025年5月、10月、11月、12月、2026年3月の全5回開催しております。各委員の出席状況は以下の通りです。

	地位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役（監査等委員）	井垣太介	100%（5回/5回）
委員	社外取締役	林 有理	100%（5回/5回）
委員	代表取締役会長兼社長	越智 通勝	100%（4回/4回）
委員	社外取締役（監査等委員）	石川俊彦	100%（4回/4回）
委員	社外取締役（監査等委員）	西川岳志	100%（4回/4回）
委員	取締役	鈴木孝二	100%（1回/1回）
委員	社外取締役	坂倉亘	100%（1回/1回）

注) 1. 鈴木孝二氏及び坂倉亘氏は2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された指名・報酬委員会の出席状況を記載しております。

2. 越智通勝氏、石川俊彦氏及び西川岳志氏は2025年6月24日開催の取締役会において新たに指名・報酬委員に就任したため、就任後に開催された指名・報酬委員会の出席状況を記載しております。

指名・報酬委員会では、主に下記に関するテーマで議論を行い、取締役会へ答申しております。

- ・取締役の指名方針と指名手続きに関して議論し、取締役会へ答申を実施

- ・取締役の報酬方針と決定手続きに関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役のスキルマトリックスに関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役候補者及び補欠取締役候補者に関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・取締役の報酬枠と報酬額に関して議論し、取締役会へ答申を実施
- ・株式報酬制度の導入に関して議論し、取締役会へ答申を実施

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年6月22日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性6名 女性1名 （役員のうち女性の比率14.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式 数(株)
代表取締役会長兼社長	越智通勝	1951年1月18日	1983年8月 株式会社日本ブレーンセンター設立、代表取締役 2000年1月 当社設立 2000年12月 当社代表取締役 2008年6月 当社代表取締役会長 2011年8月 一般財団法人エン人材教育財団 代表理事（現任） 2015年4月 当社代表取締役会長執行役員 2022年3月 当社取締役会長 2024年1月 一般社団法人CSA経営協会代表理事（現任） 2025年4月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2025年10月 一般財団法人エン奨学助成財団代表理事（現任） 2026年4月 エンS X株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 2	4,383,900
取締役 AI・プロダクト開発 室長	寺田輝之	1979年4月22日	2002年4月 当社入社 2013年4月 当社サイト企画部 部長 2014年4月 当社デジタルプロダクト開発本部長 2015年4月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員 2024年7月 当社AIテクノロジー室長 2026年4月 当社取締役（現任） 2026年5月 当社AI・プロダクト開発室長（現任）	(注) 2	11,000
取締役執行役員 経営管理室長	中島純	1984年1月8日	2006年4月 当社入社 2012年8月 当社中途採用支援事業部 東京第一営業部長 2019年1月 当社派遣会社支援事業部 事業部長 2021年4月 当社執行役員（現任） 2021年10月 株式会社ゼクウ 代表取締役社長 2023年5月 当社経営企画室長 2023年5月 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役（現任） 2023年5月 エンワールド・ジャパン株式会社取締役（現任） 2023年5月 株式会社ゼクウ取締役会長（現任） 2023年7月 FutureFocus Infotech Pvt, Ltd. 取締役（現任） 2024年4月 当社経営戦略本部長 2025年6月 当社取締役執行役員（現任） 2025年6月 エンS X株式会社取締役（現任） 2026年4月 当社経営管理室長（現任）	(注) 2	4,000
取締役	林有理	1980年7月11日	2003年4月 株式会社リクルート入社 2017年10月 大阪府四條畷市 副市長就任 2022年6月 当社社外取締役（現任） 2025年3月 株式会社アイネック社外取締役（現任）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)	井垣太介	1973年5月4日	2001年10月 弁護士登録 北浜法律事務所入所 2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2013年6月 弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員 弁護士(現任) 2018年6月 UTグループ株式会社 社外取締役(現任) 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	—
取締役(監査等委員)	石川俊彦	1951年9月6日	1977年4月 昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和(現:株式会社ビジネスブレイン太田昭和)入社 1990年2月 公認会計士登録 1991年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役 2001年6月 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ 代表取締役社長 2009年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役社長 2014年6月 BBS(Thailand) Co., Ltd. CEO 2020年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役会長 2021年6月 当社社外監査役 2022年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役会長 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 BS(Thailand) Co., Ltd. 取締役 2023年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問	(注)3	100
取締役(監査等委員)	西川岳志	1971年4月27日	1994年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2021年10月 ブルーヨンダーホールディング株式会社 取締役(現任) ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役(現任) 2022年4月 パナソニックコネク株式会社 取締役執行役員常務 2023年4月 同社取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデント 2023年6月 同社代表取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデント 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年4月 パナソニックコネク株式会社代表取締役執行役員エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(現任) 2026年4月 パナソニック コネクグループ エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(現任)	(注)3	—
合計					4,399,000

- (注) 1. 取締役の林有理、井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の越智通勝、寺田輝之、中島純及び林有理の各氏の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
5. 当社の監査等委員会の構成については、次のとおりであります。
委員長 井垣太介、委員 石川俊彦、委員 西川岳志

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式 数 (株)
大槻智之	1972年4月1日	1994年4月 大槻経営労務管理事務所（現社会保険労務士法 人大槻経営労務管理事務所）入所 2006年1月 社会保険労務士登録 同所銀座支社長 2011年1月 同所統括局長 2013年12月 株式会社オオツキM 代表取締役（現任） OTSUKI M SINGAPORE PTE, LTD. 代表取締役 2016年7月 社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 代表社員（現任） 2019年6月 東京都社会保険労務士会理事 2025年6月 東京都社会保険労務士会常任理事（現任）	(注)	—

(注) 補欠の監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

7. 当社は、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、上記の取締役に兼務する執行役員1名に加え、取締役に兼務しない執行役員が4名おり、その地位、氏名及び職名は次のとおりであります。

地位	氏名	職名
執行役員	田中安人	常務執行役員
執行役員	峯崎直哉	商品開発室長
執行役員	今井猛	マーケティング室長
執行役員	塩見拓巳	新規事業開発室長

- b. 2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性5名 女性2名 （役員のうち女性の比率28.6%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
代表取締役会長兼社長	越智通勝	1951年1月18日	1983年8月 株式会社日本ブレーンセンター設立、代表取締役 2000年1月 当社設立 2000年12月 当社代表取締役 2008年6月 当社代表取締役会長 2011年8月 一般財団法人エン人材教育財団 代表理事（現任） 2015年4月 当社代表取締役会長執行役員 2022年3月 当社取締役会長 2024年1月 一般社団法人CSA経営協会代表理事（現任） 2025年4月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2025年10月 一般財団法人エン奨学助成財団代表理事（現任） 2026年4月 エンS X株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 2	4,383,900
取締役執行役員 経営管理室長	中島純	1984年1月8日	2006年4月 当社入社 2012年8月 当社中途採用支援事業部 東京第一営業部長 2019年1月 当社派遣会社支援事業部 事業部長 2021年4月 当社執行役員（現任） 2021年10月 株式会社ゼクウ 代表取締役社長 2023年5月 当社経営企画室長 2023年5月 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役（現任） 2023年5月 エンワールド・ジャパン株式会社取締役（現任） 2023年5月 株式会社ゼクウ取締役会長（現任） 2023年7月 FutureFocus Infotech Pvt, Ltd. 取締役（現任） 2024年4月 当社経営戦略本部長 2025年6月 当社取締役執行役員（現任） 2025年6月 エンS X株式会社取締役（現任） 2026年4月 当社経営管理室長（現任）	(注) 2	4,000
取締役	林有理	1980年7月11日	2003年4月 株式会社リクルート入社 2017年10月 大阪府四條畷市 副市長就任 2022年6月 当社社外取締役（現任） 2025年3月 株式会社アイネック社外取締役（現任）	(注) 2	—
取締役	大西利佳子	1974年6月16日	1997年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入社 2002年10月 株式会社コトラ設立 代表取締役就任（現任） 2017年3月 株式会社ベルパーク 社外取締役（現任） 2019年6月 株式会社東和銀行 社外取締役 2021年12月 株式会社キーストンパートナーズ 社外取締役 2022年4月 マテリアルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 2023年3月 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役（現任） 2026年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)	井垣太介	1973年5月4日	2001年10月 弁護士登録 北浜法律事務所入所 2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2013年6月 弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員 弁護士(現任) 2018年6月 UTグループ株式会社 社外取締役(現任) 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	—
取締役(監査等委員)	石川俊彦	1951年9月6日	1977年4月 昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和(現:株式会社ビジネスブレイン太田昭和)入社 1990年2月 公認会計士登録 1991年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役 2001年6月 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ 代表取締役社長 2009年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役社長 2014年6月 BBS(Thailand) Co., Ltd. CEO 2020年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役会長 2021年6月 当社社外監査役 2022年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役会長 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 BS(Thailand) Co., Ltd. 取締役 2023年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問	(注)3	100
取締役(監査等委員)	西川岳志	1971年4月27日	1994年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)入社 2021年10月 ブルーヨングダーホールディング株式会社 取締役(現任) ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役(現任) 2022年4月 パナソニックコネクト株式会社 取締役執行役員常務 2023年4月 同社取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデント 2023年6月 同社代表取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデント 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年4月 パナソニックコネクト株式会社代表取締役執行役員エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(現任) 2026年4月 パナソニックコネクトグループエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(現任)	(注)3	—
合計					4,388,000

- (注) 1. 取締役の林有理、大西利佳子、井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の越智通勝、中島純、林有理及び大西利佳子の各氏の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の井垣太介、石川俊彦及び西川岳志の各氏の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
5. 当社の監査等委員会の構成については、次のとおりであります。
- 委員長 井垣太介、委員 石川俊彦、委員 西川岳志

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期(年)	所有株式数(株)
大槻智之	1972年4月1日	1994年4月 大槻経営労務管理事務所（現社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所）入所 2006年1月 社会保険労務士登録 同所銀座支社長 2011年1月 同所統括局長 2013年12月 株式会社オオツキM 代表取締役（現任） OTSUKI M SINGAPORE PTE, LTD. 代表取締役 2016年7月 社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 代表社員（現任） 2019年6月 東京都社会保険労務士会理事 2025年6月 東京都社会保険労務士会常任理事（現任）	(注)	—

(注) 補欠の監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

7. 当社は、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、上記の取締役を兼務する執行役員1名に加え、取締役を兼務しない執行役員が4名おり、その地位、氏名及び職名は次のとおりであります。

地位	氏名	職名
執行役員	田中安人	常務執行役員
執行役員	峯崎直哉	商品開発室長
執行役員	今井猛	マーケティング室長
執行役員	塩見拓巳	新規事業開発室長

② 社外役員の状況

社外取締役の林有理氏は、株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等より、マーケティング、マネジメントの知見を有しており、かつ、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取組み、子育て政策、都市整備などを推進しており、当社が取り組んでいるソーシャルインパクト採用を体現していることから、当該実績及び知見を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

社外取締役の大西利佳子氏は金融機関での業務経験のほか、自らが創業したハイクラス・プロフェッショナル人材紹介会社の経営者として、企業の人材にまつわる様々な課題解決に貢献されています。その後も自社の経営に留まらず、銀行や上場企業の社外取締役を歴任され、経済産業省の中小企業政策審議会委員等の公職を通じて、国の未来を創る政策提言や次世代育成にも深く関わっております。その経験と知見は当社グループの成長に貢献いただけるものと判断し、選任いたしました。

社外取締役（監査等委員）の井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かして、俯瞰的な視座から経営に参画していただくため、選任いたしました。

社外取締役（監査等委員）の石川俊彦氏は、企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有することから、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、選任いたしました。

社外取締役（監査等委員）の西川岳志氏は、企業経営、財務及び経理に対して豊富な経験を持ち、グローバルビジネスにおいても高い見識を有することから、当該実績及び知見を当社の監査体制に活かしていただくため、選任いたしました。

いずれの社外取締役及び社外取締役（監査等委員）においても、当社との間に人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係について、記載を要する特段の事項はありません。また、林有理、石川俊彦及び西川岳志の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。大西利佳子氏が取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。なお、当社に

おける社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

1. 役員本人が、現在及び過去10年間において次に該当するもの

- ①当社又は当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む。）がある者
- ②当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）又はその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に就任していた者

2. 役員本人が、現在及び過去3年間において、次に該当するもの

- ①当社グループの主要な取引先（*2）又はその業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先（*3）とする者又はその業務執行者
- ③当社グループの主要な借入先（*4）又はその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*5）
- ⑤当社グループの会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（*6）又はその業務執行者

3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1又は2に該当するもの（重要な者（*7）に限る）

- *1：取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員または使用人
- *2：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先
- *3：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者
- *4：直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先
- *5：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者
- *6：直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先
- *7：取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

③ 社外取締役又は社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役と積極的に意見交換をしております。

監査等委員会は社外取締役3名で構成され、監査等委員会監査を行うとともに内部監査部門及び会計監査人と積極的に意見交換を行う等連携を図っております。なお、監査等委員会監査における相互連携状況等については、「(3)監査の状況」の内容もご参照ください。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、2022年6月28日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成され、うち、2名を証券取引所規則の定める独立役員として届け出ています。また、監査等委員である社外取締役である石川俊彦氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会監査におきましては、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役の業務執行の監査を行います。また、定期的に経営者とのコミュニケーションの場を設けるとともに、会計監査人の監査の実施状況報告を受け、内部監査室と連携することにより、実効的な監査に努めてまいります。

(当事業年度の状況)

当事業年度において、監査等委員会を計11回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井垣 太介	11回	11回
石川 俊彦	11回	11回
西川 岳志	11回	10回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針、実施事項及び実施計画、取締役の職務執行の監視・監督、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査上の主要な検討事項(KAM)の選定についての意見交換等であります。

当社は常勤監査等委員を選任しておりませんが、各監査等委員は監査等委員会で定めた監査方針のもと、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な営業所における業務及び財産の状況の調査等により、取締役の職務執行の監査を行ってまいりました。また、各監査等委員は、定期的に経営者とのコミュニケーションの場を設けるとともに、会計監査人の監査の実施状況報告を受け、内部監査室と連携することにより、実効的な監査を行ってまいりました。

② 内部監査の状況

(イ) 組織・人員体制

当社は、代表取締役社長直轄の組織として、業務執行部門から独立した内部監査室を設置しております。

内部監査室は、2026年3月31日現在、室長以下4名で構成されており、多様な国内外部署の管理職経験者等を中心に、当社グループの事業に精通した人材を配置しております。また、内部監査室に加え、管理部門から人員を追加した内部監査委員会を組織し、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図ることを目的として、定期的に内部監査を行っております。内部監査委員会は、10名程度で構成されており、当社グループの事業規模に応じた適切な人員体制が構築できていると考えております。

(ロ) 実施状況及び実効性確保のための取組み

内部監査委員会は、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画書に基づき、定期的に各部門に対して内部監査を行っております。また、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出・報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

さらに、内部監査室長は、原則毎月開催される監査等委員会に出席し、内部監査の結果を報告し、積極的に意見交換を行っております。また必要に応じて、取締役会にも報告する体制としております。

このほか、監査等委員会及び会計監査人とも積極的に意見交換を行うなど、必要に応じて適宜連携を図っております。

③ 会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ロ) 継続監査期間

2000年12月期以降の26年間

(ハ) 業務を執行した公認会計士の氏名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員 宮川朋弘氏	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 松尾絹代氏	EY新日本有限責任監査法人

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 13名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、会計監査人候補を総合的に評価し、会計監査人の選定を行っております。

(ヘ) 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。評価については、監査等委員会は「会計監査人の評価に関する基準」を定めており、この基準に基づき、会計監査人との意見交換や監査実施状況等の確認を通じて、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から品質管理に関する概要書を受領し、監査の品質及び監査体制、独立性について確認を行っております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題は無いと評価し、EY新日本有限責任監査法人の再任を決議いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	—	47	—
連結子会社	—	—	—	—
計	47	—	47	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークErnst & Youngのメンバーファームに対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	11	0	15	0
計	11	0	15	0

監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する非監査報酬の内容

(前連結会計年度)

連結子会社は、移転価格税制に関する税務アドバイザリー業務等を依頼しております。

(当連結会計年度)

連結子会社は、移転価格税制に関する税務アドバイザリー業務等を依頼しております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、監査日数、当社の規模・事業の特性等の要素を総合的に勘案の上、決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容及び会計監査の職務執行状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプションによって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

基本報酬は、役位、職責に応じて各人毎に固定額が定められています。

賞与は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウェイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

株式報酬型ストックオプションについても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指

標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額200百万円以内）と決議しております。当該報酬額に株式報酬型ストックオプション及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

また、2022年6月28日開催の株主総会で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬として株式報酬型ストックオプションの付与を年間総額500百万円以内と決議しております。

なお、本報告書提出日時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、指名・報酬委員会の答申を踏まえた報酬枠の中から、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内と決議しております。なお、本報告書提出日時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

（2026年3月期の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について）

2026年3月期においては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得て、2025年6月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬額及び業績連動報酬額を決定しております。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成（2026年3月期）>

報酬構成	報酬限度額
定期同額給与（固定報酬）	年額300百万円以内 （うち、社外取締役分 年額200百万円以内）
賞与	
株式報酬型ストックオプション	年額500百万円以内

定期同額給与（固定報酬）は、役位、職責、常勤・非常勤の別、貢献度及び評価を勘案し、各人毎に決定いたします。

賞与は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出いたします。

2026年3月期の賞与額算出における各指標の評価ウエイト並びに目標の達成率に応じた支給率は下表のとおりであります。

<各指標の評価ウエイト>

指標	評価ウエイト
連結売上高	40%
連結営業利益	40%
連結当期純利益	20%

<各指標の目標達成率に応じた支給率>

達成率	支給率
80%未満	0%
80%以上100%未満	50%
100%以上120%未満	100%
120%以上	120%

<各指標の目標及び実績>

指標	目標（百万円）	実績（百万円）
連結売上高	62,200	59,093
連結営業利益	2,800	3,962
連結当期純利益	2,070	2,616

株式報酬型ストックオプションにおいても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出いたします。業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

2026年3月期の株式報酬型ストックオプション算出における各指標の評価ウエイト並びに目標の達成率に応じた支給率は下表のとおりであります。

<各指標の評価ウエイト>

指標	評価ウエイト
連結売上高	40%
連結営業利益	40%
連結当期純利益	20%

<各指標の目標達成率に応じた支給率>

達成率	支給率
90%未満	0%
90%以上100%未満	50%
100%以上	100%

<各指標の目標及び実績>

指標	目標（百万円）	実績（百万円）
連結売上高	62,200	59,093
連結営業利益	2,800	3,962
連結当期純利益	2,070	2,616

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	117	117	0	△21	7
監査等委員 (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	21	21	—	—	5

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
金額に重要性がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、投資に対する効果が長期利殖や売買目的であるものについては保有目的が純投資目的であると区分し、協業による事業シナジーや企業価値の向上であるものについては保有目的が純投資目的以外であると区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式について事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資すると判断される株式を政策的に保有しております。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容につきましては、定期的に保有銘柄毎に継続保有の意義を精査し、保有先企業との取引状況や保有先企業の財務状況等を把握した上で、投資対効果や保有に伴うリスク等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	15	520
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	16
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

該当事項はありません。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、持続的な企業価値向上を実現するうえで、人材を最も重要な経営資本の一つと位置付けております。当社における人材戦略の基本方針は、従業員一人ひとりの「CareerSelectAbility®」を高め、その発揮を通じて生産性、付加価値及び収益性の向上につなげることです。

CareerSelectAbility®(キャリアの自己選択力)とは、当社オリジナルの言葉であり、いかなる状況においても自身が望むキャリアを選べるだけの実力、すなわち、仕事内容や働く企業、外部環境が変化しても、活躍し続けられる普遍的な能力を指しています。

当社では、考え方・能力連動、成果連動及び市場水準をふまえた人事制度を基本方針としております。その中で、CareerSelectAbility®の獲得・発揮度合いを人事評価の重要な指標をして位置付け、報酬に反映することで、個人の成長と事業成果の創出を連動させています。

高いCareerSelectAbility®を有する人材を増やすことは、従業員一人一人の成長や仕事人生の充実につながるとともに、組織としての変化への適応力を高め、事業における生産性、付加価値及び収益性の向上、ひいては当社の持続的な成長・発展を支えるものと考えております。

この考え方に基づき、当社では、CareerSelectAbility®の獲得・発揮度合いを人事評価の基準としております。また、その獲得・発揮につながる仕事のアサインメント、上司・部下間のコミュニケーション促進、各種人事制度及び教育カリキュラムの提供を通じて、従業員の持続的な能力開発を支援しております。これらの取り組みにより、従業員の能力発揮を促進し、組織全体の生産性、付加価値及び収益性の向上につなげております。

加えて、20代からマネジメントに挑戦できる「チャレンジ管理職制度」や、出産・育児等のライフイベントを経てもキャリアを断絶させない「スマートグロス制度」等を設け、多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、継続的に成長できる環境の整備に取り組んでおります。

これらの取り組みを通じて、従業員一人ひとりのCareerSelectAbility®を高めるとともに、その発揮を評価・報酬に反映し、事業における生産性、付加価値及び収益性の向上につなげることを、当社の人材戦略に関する基本方針としております。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
人材サービス事業	3,191 (282)

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 臨時従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 当社グループは、人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

② 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
2,014 (82) 名	31歳0ヶ月	4年11ヶ月	5,401千円	1.3%

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、1年以上継続して就業した従業員の給与、賞与及び基準外賃金の平均であります。
5. 当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

③ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社 エン㈱

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
23.7%	50.0%	74.5%	87.9%	70.9%

[管理職に占める女性労働者の割合]

2011年度末で12.3%だった女性管理職比率が23.7%と2倍弱となっております。また女性役員比率も26年3月時点で14.3%と同じく2011年度末と比較して上昇しております。

当社では2012年より「エンを世界で一番、女性が活躍する会社にする」ための女性主導の社内プロジェクト「WOMenLABO」を推進し、女性活躍を多面的に支援しております。

[男性育児休業等取得率]

出産前後に必要な休暇については、収入の減少を避けるために従業員が有給休暇取得を選択することが多く、男性の育児休業等取得率は50.0%となっております。

当社では男性の持続的な育児環境整備を重視しており、育児と仕事を両立しやすいよう在宅勤務やフレックスタイム制を積極的に取り入れております。また子どもが生まれる前の男性社員向けに「プレバランチ」を開催し、パートナーの体調について理解を深めたり、準備しておくべきことなどを確認したりする機会を設けております。

[男女の賃金の格差]

当社では多様な働き方を認めており、特に時短勤務をする従業員が、正規雇用労働者、パート・有期労働者ともに増えております。時短勤務の希望者は女性従業員のほうが多く、それが賃金差の要因のひとつです。また全労働者のうち、パート・有期労働者（女性および短時間勤務者が相対的に多い）が占める割合が高まっていることも要因として挙げられます。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

④ 労働組合の状況

当社グループには労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

⑤ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「1株式等の状況(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑥ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しております。当該役員・従業員株式所有制度の内容について「1株式等の状況(8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,481	18,524
受取手形、売掛金及び契約資産	※1 6,439	※1 7,237
有価証券	2,000	—
貯蔵品	2	2
その他	1,348	2,174
貸倒引当金	△183	△732
流動資産合計	37,089	27,205
固定資産		
有形固定資産		
建物	833	922
減価償却累計額	△734	△765
建物（純額）	98	156
車両運搬具	7	—
減価償却累計額	△7	—
車両運搬具（純額）	—	—
器具及び備品	862	875
減価償却累計額	△774	△780
器具及び備品（純額）	87	95
リース資産	801	784
減価償却累計額	△306	△442
リース資産（純額）	495	342
建設仮勘定	—	2
有形固定資産合計	681	597
無形固定資産		
ソフトウェア	7,427	8,271
のれん	1,681	2,376
その他	964	2,042
無形固定資産合計	10,073	12,691
投資その他の資産		
投資有価証券	4,661	4,472
長期貸付金	816	179
繰延税金資産	1,315	1,667
関係会社株式	650	760
その他	2,122	2,159
貸倒引当金	△468	△24
投資その他の資産合計	9,097	9,214
固定資産合計	19,853	22,502
資産合計	56,942	49,708

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	913	2,627
リース債務	128	161
未払金	4,445	3,867
未払法人税等	3,070	751
賞与引当金	1,292	1,390
役員賞与引当金	29	28
前受金	※2 5,010	※2 4,382
その他	1,649	1,328
流動負債合計	16,540	14,539
固定負債		
役員退職慰労引当金	2	19
退職給付に係る負債	258	317
リース債務	423	227
繰延税金負債	52	471
株式給付引当金	610	656
資産除去債務	209	256
長期末払金	1,203	1,364
その他	24	32
固定負債合計	2,783	3,345
負債合計	19,323	17,884
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,194	1,194
資本剰余金	488	479
利益剰余金	48,306	47,899
自己株式	△14,971	△19,966
株主資本合計	35,019	29,606
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	238	292
為替換算調整勘定	1,746	1,445
その他の包括利益累計額合計	1,984	1,738
新株予約権	600	476
非支配株主持分	14	2
純資産合計	37,618	31,824
負債純資産合計	56,942	49,708

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 65,678	※1 59,093
売上原価	13,240	9,478
売上総利益	52,437	49,615
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	15,731	14,679
給料及び手当	12,264	12,291
賞与	1,911	1,878
賞与引当金繰入額	1,197	1,312
役員賞与引当金繰入額	29	28
支払手数料	5,611	5,646
貸倒引当金繰入額	△95	67
その他	9,895	9,746
販売費及び一般管理費合計	46,545	45,652
営業利益	5,892	3,962
営業外収益		
受取利息	355	329
受取配当金	2	1
持分法による投資利益	97	149
為替差益	12	47
雑収入	52	81
営業外収益合計	520	608
営業外費用		
支払利息	42	40
投資事業組合運用損	33	245
貸倒引当金繰入額	48	87
支払手数料	332	4
雑損失	12	3
営業外費用合計	469	380
経常利益	5,943	4,191
特別利益		
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	※2 5,456	※2 11
特別利益合計	5,456	11
特別損失		
リース解約損	36	—
固定資産売却損	5	—
固定資産除却損	※3 374	※3 1
投資有価証券評価損	0	16
減損損失	—	※4 386
組織再編費用	—	※5 170
特別損失合計	417	574
税金等調整前当期純利益	10,982	3,628
法人税、住民税及び事業税	3,704	1,380
法人税等調整額	△353	△370
法人税等合計	3,350	1,009
当期純利益	7,631	2,618
非支配株主に帰属する当期純利益	2	2
親会社株主に帰属する当期純利益	7,628	2,616

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	7,631	2,618
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	54
為替換算調整勘定	628	△302
その他の包括利益合計	※ 618	※ △247
包括利益	8,250	2,371
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,246	2,369
非支配株主に係る包括利益	3	1

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,194	489	43,696	△14,993	30,388	247	1,119	1,367	395	10	32,161
当期変動額											
剰余金の配当			△3,023		△3,023						△3,023
親会社株主に帰属する当期純利益			7,628		7,628						7,628
自己株式の取得				△0	△0						△0
自己株式の処分		△0		21	20						20
連結範囲の変動			4		4						4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—	△9	627	617	205	3	826
当期変動額合計	—	△0	4,610	21	4,630	△9	627	617	205	3	5,457
当期末残高	1,194	488	48,306	△14,971	35,019	238	1,746	1,984	600	14	37,618

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,194	488	48,306	△14,971	35,019	238	1,746	1,984	600	14	37,618
当期変動額											
剰余金の配当			△3,023		△3,023						△3,023
親会社株主に帰属する当期純利益			2,616		2,616						2,616
自己株式の取得				△5,000	△5,000						△5,000
自己株式の処分		△3		4	1						1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△6			△6						△6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—	54	△301	△246	△123	△11	△382
当期変動額合計	—	△9	△407	△4,995	△5,412	54	△301	△246	△123	△11	△5,794
当期末残高	1,194	479	47,899	△19,966	29,606	292	1,445	1,738	476	2	31,824

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,982	3,628
減価償却費	2,782	3,182
のれん償却額	405	469
減損損失	—	386
貸倒損失	8	35
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△71	121
賞与引当金の増減額 (△は減少)	140	98
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△16	△0
受取利息及び受取配当金	△357	△330
支払利息	42	40
支払手数料	332	4
為替差損益 (△は益)	△0	△14
持分法による投資損益 (△は益)	△97	△149
投資事業組合運用損益 (△は益)	33	245
投資有価証券評価損益 (△は益)	0	16
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,456	△11
固定資産売却損益 (△は益)	5	—
固定資産除却損	374	1
売上債権の増減額 (△は増加)	△113	△939
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12	1,699
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	69	59
未払金の増減額 (△は減少)	110	△418
前受金の増減額 (△は減少)	114	△688
その他	493	△564
小計	9,771	6,871
利息の支払額	△42	△40
利息及び配当金の受取額	337	343
法人税等の支払額	△2,058	△3,623
法人税等の還付額	54	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,062	3,550

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,828	△6,342
定期預金の払戻による収入	4,885	5,965
有形固定資産の取得による支出	△39	△117
有形固定資産の売却による収入	1	—
無形固定資産の取得による支出	△3,767	△4,182
投資有価証券の取得による支出	△1,306	△28
投資有価証券の売却及び償還による収入	5,341	47
事業譲受による支出	—	△90
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △65	※2 △1,922
敷金及び保証金の差入による支出	△125	△47
敷金及び保証金の回収による収入	29	27
保険積立金の積立による支出	△19	△20
保険積立金の解約による収入	—	114
その他の収入	50	72
投資活動によるキャッシュ・フロー	△843	△6,523
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	△5,004
配当金の支払額	△3,021	△3,021
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△19
その他の収入	0	0
その他の支出	—	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,021	△8,047
現金及び現金同等物に係る換算差額	161	△83
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,358	△11,103
現金及び現金同等物の期首残高	19,178	23,584
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	47	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 23,584	※1 12,480

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

エンワールド・ジャパン株式会社
en-Asia Holdings Ltd.
Navigos Group, Ltd.
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company
Nhan Luc Viet Development&Education Company Limited
New Era India Consultancy Pvt, Ltd.
Future Focus Infotech Pvt, Ltd.
Future Focus Infotech FZE
Focus America INC
Focus Infotech Labors Supply Services
株式会社ゼクウ
エンSX株式会社
株式会社VOLLECT
back check株式会社

当連結会計年度においてback check株式会社は全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社Insight Tech 他5社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

株式会社Hajimari

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社Insight Tech 他6社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社	決算日
Navigos Group, Ltd.	12月31日 (注1)
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	12月31日 (注1)
Nhan Luc Viet Development&Education Company Limited	12月31日 (注1)
株式会社VOLLECT	5月31日 (注2)

(注) 1. 連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社の決算日の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(注) 2. 連結財務諸表の作成に当たっては、3月31日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～25年

器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア (自社利用) は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員に対して支給する退職慰労の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金
株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① メディア
自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用や、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービス、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供しております。
採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
人材紹介サービスについては、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益認識しております。
- ② エージェント
社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 採用サービスその他

主に派遣会社向けに採用管理システムの利用により、顧客から利用料を得ております。採用管理システムの利用については、契約に基づき当システムの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

④ 教育・評価サービス

タレントマネジメントシステムや入社後のオンボーディングサービスの利用により、顧客から利用料を得ております。これらのシステム及びサービス利用については、契約に基づきこれらの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤ 海外

海外事業は、ベトナム・インドを中心に、求人サイトの運営やエージェントを利用した人材紹介サービスの提供、人材派遣サービスの提供をしております。

人材派遣については、専門職等の人材需要がある顧客に対して、人材の派遣をすることにより、顧客から派遣手数料を得ております。これは、契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

なお、求人サイトの運営及びエージェントを利用した人材紹介サービスの提供に係る主な履行義務の内容等は①及び②と同様であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(8) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	541
投資有価証券評価損	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

非上場株式については、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を減損処理します。実質価額の著しい低下は取得時における事業計画の達成状況や業績悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて判断しております。事業計画を入手した後の状況の変化により、実績が事業計画を下回った場合や発行会社の増資における新株式の発行価格が著しく低下した場合など、超過収益力が毀損していると判断したときは、その時点において減損処理の要否を判断することとしております。

②主要な仮定

超過収益力が毀損しているか否かを評価する際には、取得時の事業計画の達成状況や業績の悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて評価を行っております。資金調達の状況に関しては、増資や株式売買等の実施時期を勘案したうえで、新株式の発行価格や株式の譲渡価格を参考にしております。また、資金調達がない場合には、取得時における事業計画とその後の実績を比較し、事業の進捗状況等を加味して超過収益力の毀損の有無を判断しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件等の変動等により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表における非上場株式の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、連結子会社であるback check株式会社の株式取得に伴い計上したのれん及び無形固定資産の「その他」（顧客関連資産）の金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	—	1,059
顧客関連資産	—	1,168

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

back check株式会社を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の取得日時点の時価との差額で算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。なお、取得原価の配分にあたっては、専門家を利用しております。これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識されることとなります。

当連結会計年度においては期末日時点の事業計画上の売上高及び営業利益に関する想定が、取得時点のものと比較して重要な乖離が生じていないことを確認しております。

②主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の測定の基礎となる顧客関係に係る将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、既存顧客減少率及び新規顧客獲得費用であります。のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高及び営業利益の将来予測になります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である既存顧客減少率及び新規顧客獲得費用は経営者の判断若しくは高度な専門知識に基づくため、事業計画における売上高及び営業利益の将来予測は見積りの不確実性が高いため、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において損益に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(株式給付信託 J-E SOP について)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E SOP)」(以下、「本制度」という)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規則に基づき、当社の従業員にポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

退職者に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自社株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,322百万円、2,268,400株、当連結会計年度1,360百万円、2,222,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
受取手形	一百万円	1百万円
売掛金	6,383百万円	7,178百万円
契約資産	55百万円	58百万円

※2 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約負債	5,010百万円	4,382百万円

※3 当座貸越契約

当社では、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座借越極度額及び貸出コミットメントの総額	11,000百万円	11,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	11,000百万円	11,000百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 投資有価証券売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式会社タイミーなどの株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

株式会社RevComm及び株式会社出版文化社の株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具及び備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	326百万円	1百万円
その他	45百万円	0百万円
計	374百万円	1百万円

※4 減損損失

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

種類	用途	場所	金額(百万円)
ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	事業用資産	東京都新宿区	386

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、事業用資産等について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングを行っております。

国内採用サービスの一部の資産グループについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失(386百万円)として特別損失に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

※5 組織再編費用

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当連結会計年度において、組織再編費用170百万円を計上しております。これは、株式会社エンゲージの組織再編スキームの立案に係るアドバイザー費用、専門家報酬であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△13百万円	82百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
法人税等及び税効果調整前	△13百万円	82百万円
法人税等及び税効果額	4百万円	△27百万円
その他有価証券評価差額金	△9百万円	54百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	628百万円	△302百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
為替換算調整勘定	628百万円	△302百万円
その他の包括利益合計	618百万円	△247百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	49,716,000	－	－	49,716,000
合計	49,716,000	－	－	49,716,000
自己株式				
普通株式(注)	8,883,721	3	30,700	8,853,024
合計	8,883,721	3	30,700	8,853,024

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,297,800株、2,268,400株含まれております。
2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少30,700株は、ストック・オプションの行使による減少1,300株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付29,400株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	57
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	8
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	8
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	4
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	393
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	88
	2024年ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	38
合計			—	—	—	—	600

(注) 1. 2022年及び2023年、2024年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,023	70.1	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金161百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,023	70.1	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金159百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	49,716,000	—	—	49,716,000
合計	49,716,000	—	—	49,716,000
自己株式				
普通株式(注)	8,853,024	3,171,783	66,300	11,958,507
合計	8,853,024	3,171,783	66,300	11,958,507

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ 2,268,400株、2,229,900株含まれております。
2. 自己株式の増加は、取締役会決議に代わる書面決議に基づく自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少66,300株は、ストック・オプションの行使による減少27,800株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付38,500株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年 度末残高（百 万円）
			当連結会 計年度期 首	増加	減少	当連結会 計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	—	—	—	—	31
	2016年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	—
	2017年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	7
	2018年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	2
	2022年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	312
	2023年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	78
	2024年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	43
	2025年ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	—	2
合計			—	—	—	—	476

- (注) 1. 2022年及び2023年、2024年、2025年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,023	70.1	2025年3月31日	2025年6月25日

- (注) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金159百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,307	32.7	2026年3月31日	2026年6月24日

(注) 2026年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金72百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	27,481百万円	18,524百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,897百万円	△6,043百万円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	2,000百万円	－百万円
現金及び現金同等物	23,584百万円	12,480百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

株式の取得により新たにback check株式会社を連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式取得価額と取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	65百万円
固定資産	33百万円
のれん	1,115百万円
無形資産	1,230百万円
流動負債	△67百万円
固定負債	△435百万円
取得価格	1,942百万円
子会社の現金及び現金同等物	△19百万円
差引：取得のための支出	1,922百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

② リース資産の減価償却の方法

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、余裕資金をもって行い、主に相当期間内に換金可能で安全性の高い金融商品により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的な為替相場を把握し、為替の変動リスクを管理しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理するとともに、回収遅延債権については毎月の回収会議で報告され個別に対応する体制としております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託及び債券であり、流動性リスクと発行体の信用リスクに晒されておりますが、短期間、安全性の高い格付のものに限定することにより、リスクを僅少化しております。

投資有価証券のうち、株式及び投資事業有限責任組合等への出資は、発行体や投資先企業の事業リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、一部の外貨建投資事業組合は為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、定期的に発行体や投資事業有限責任組合等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

さらに、外貨建債券及び外国投資信託については、発行体や投資先企業の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに加え、為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、発行体や投資先を安全性の高い金融機関を中心とし、時価や発行体の格付の変化、為替動向等の金融情勢を継続的に確認することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,900	1,879	△20
その他有価証券	2,000	2,000	—
資産計	3,900	3,879	△20

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,219百万円であります。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	541
関係会社株式	650

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,900	1,871	△28
資産計	1,900	1,871	△28

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,052百万円であります。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	520
関係会社株式	760

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	27,481	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産 (※)	6,256	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,900	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000	792	—	—
合計	35,738	2,692	—	—

(※) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、貸倒引当金を計上している183百万円は上記に含めておりません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,524	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産 (※)	7,037	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,900	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	706	—	—	—
合計	26,267	1,900	—	—

(※) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、貸倒引当金を計上している200百万円は上記に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	—	—	—
その他	—	2,000	—	2,000
資産計	—	2,000	—	2,000

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 社債	—	—	1,879	1,879
資産計	—	—	1,879	1,879

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 社債	—	—	1,871	1,871
資産計	—	—	1,871	1,871

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している社債及び合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、投資期間が短期間であり時価が帳簿価額に近似しているものはレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示されたものをレベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	1,900百万円	1,879百万円	△20百万円
その他	—	—	—
小計	1,900百万円	1,879百万円	△20百万円
合計	1,900百万円	1,879百万円	△20百万円

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	1,900百万円	1,871百万円	△28百万円
その他	—	—	—
小計	1,900百万円	1,871百万円	△28百万円
合計	1,900百万円	1,871百万円	△28百万円

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	2,000百万円	2,000百万円	—
小計	2,000百万円	2,000百万円	—
合計	2,000百万円	2,000百万円	—

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,626百万円	5,456百万円	—
合計	5,626百万円	5,456百万円	—

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16百万円	11百万円	—
合計	16百万円	11百万円	—

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度において、その他有価証券について0百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当連結会計年度において、その他有価証券について16百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度では、退職一時金制度を採用しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	187	258
退職給付費用	104	99
退職給付の支払額	△33	△40
退職給付に係る負債の期末残高	258	317

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	258	317
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	258	317
退職給付に係る負債	258	317
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	258	317

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度104百万円 当連結会計年度99百万円

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度29百万円、当連結会計年度30百万円でありま
す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	208百万円	△85百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内訳

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年5月29日	2016年7月22日	2017年8月25日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役員 3名 当社従業員 12名	当社従業員 7名	当社従業員 32名	当社従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの数(注) 1	普通株式 169,200株(注) 2	普通株式 15,400株	普通株式 18,300株	普通株式 6,900株
付与日	2015年6月30日	2016年8月31日	2017年9月29日	2018年8月31日
権利確定条件	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—	—	—	—
権利行使期間	2015年7月1日 ～2033年6月30日 (注) 3、4	2016年9月1日 ～2033年6月30日 (注) 5、6	2017年9月30日 ～2033年6月30日 (注) 7	2018年9月1日 ～2033年6月30日 (注) 8

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年6月28日	2023年6月27日	2024年6月26日	2025年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 5名 当社従業員 215名 子会社取締役 3名	当社従業員 87名	当社従業員 75名	当社従業員 75名
株式の種類別のストックオプションの数(注) 1	普通株式 1,063,700株	普通株式 249,600株	普通株式 142,500株	普通株式 79,300株
付与日	2022年7月13日	2023年7月13日	2024年7月12日	2025年8月15日
権利確定条件	新株予約権者は、割当日の翌日から5年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から4年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過した日又は当社及び当社子会社の取締役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	—	—	—	—
権利行使期間	2022年7月14日 ～2037年7月13日 (注) 9	2023年7月14日 ～2037年7月13日 (注) 10	2024年7月13日 ～2037年7月12日 (注) 11	2025年8月16日 ～2037年8月15日 (注) 12

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 当社は、2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての取締役、執行役員及び従業員（退任した者及び退職した者を除きます）との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記（注）3. から下記に変更されております。
 権利行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日
5. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2018年7月1日から2033年6月30日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
6. 当社は、2017年9月29日付で、当該新株予約権の保有者である全ての従業員（退職した者を除きます）との間で割当契約書の変更を行い、権利行使期間については、上記（注）5. から下記に変更されております。
 権利行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日
7. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2022年7月1日から2033年6月30日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
8. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2023年7月1日から2033年6月30日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
9. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
10. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
11. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2027年7月13日から2037年7月12日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
12. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
 権利行使期間：2027年8月16日から2037年8月15日
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。
 ② 新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社(注)	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 5月29日	2016年 7月22日	2017年 8月25日	2018年 7月27日	2022年 6月28日	2023年 6月27日
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	883,700	191,700
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	236,715	31,200
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	646,985	160,500
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	62,400	5,000	2,100	1,000	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	22,000	5,000	300	500	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	40,400	—	1,800	500	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年 6月26日	2025年 7月25日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	132,600	—
付与	—	79,300
失効	26,100	16,800
権利確定	—	—
未確定残	106,500	62,500
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社 (注)	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 5月29日	2016年 7月22日	2017年 8月25日	2018年 7月27日	2022年 6月28日	2023年 6月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,578	1,576	1,440	1,569	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	942	1,783	3,896	4,882	1,454	2,086

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年 6月26日	2025年 7月25日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	2,393	1,483

(注) 2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	37.326%
予想残存期間	(注) 2	4年
予想配当	(注) 3	70.1円
無リスク利率	(注) 4	1.036%

- (注) 1. 4年間(2021年8月15日から2025年8月15日)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。
 3. 2025年3月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

業績条件の達成見込みと過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	405百万円	461百万円
関係会社株式評価損	217百万円	217百万円
貸倒引当金	186百万円	228百万円
未払事業税	170百万円	60百万円
資産除去債務	67百万円	82百万円
投資有価証券評価損	517百万円	519百万円
株式給付引当金	192百万円	206百万円
株式報酬費用	189百万円	150百万円
ソフトウェア	86百万円	302百万円
減価償却費	37百万円	31百万円
退職給付引当金	91百万円	112百万円
その他	186百万円	221百万円
繰延税金資産 小計	2,348百万円	2,594百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△925百万円	△780百万円
評価性引当額小計	△925百万円	△780百万円
繰延税金資産合計	1,422百万円	1,814百万円
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	△43百万円	△442百万円
その他有価証券評価差額金	△105百万円	△133百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△2百万円	△14百万円
その他	△8百万円	△28百万円
繰延税金負債 合計	△160百万円	△618百万円
繰延税金資産の純額	1,262百万円	1,196百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	—%	30.62%
(調整)		
のれんの償却額	—%	3.96%
賃上げ促進税制	—%	△1.22%
評価性引当額の増減	—%	△3.38%
連結子会社の適用税率差異	—%	△0.47%
その他	—%	△1.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	27.82%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(新設分割会社の株式取得)

当社は、2025年8月13日開催の取締役会において、株式会社ROXX（以下「ROXX社」という）が会社分割で設立した、リファレンス/コンプライアンスチェックサービスの「back check」事業（以下「back check」という）を展開するback check株式会社の全株式を取得し、100%子会社化することを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 back check株式会社
事業の内容 オンライン完結型リファレンス/コンプライアンスチェックの開発・提供
- ② 企業結合を行った主な理由
「back check」と当社が保有するリファレンスチェックサービス「ASHIATO」との間で高いシナジー効果が見込める為。
- ③ 企業結合日
2025年9月30日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
企業結合日に取得した議決権比率100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,950百万円
取得原価		1,950百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

1,115百万円

のれんは、中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度末に取得原価の配分が確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、中間連結会計期間末と比べて、発生したのれんが802百万円減少、無形固定資産の「その他」が1,230百万円増加、繰延税金負債が435百万円増加しております。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類、償却方法及び償却期間

①無形資産に配分された金額、種類

顧客関連資産 1,230百万円

②償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	65百万円
固定資産	33百万円
資産合計	98百万円
流動負債	67百万円
固定負債	-百万円
負債合計	67百万円

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上高				前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
HR	国内	採用 サービス	メディア	エン転職	17,213	15,159
				engage	9,623	7,052
				その他	14,873	15,117
		エージェント	9,811	10,828		
		その他	1,795	2,531		
	教育・評価 サービス	1,567	1,729			
海外	採用 サービス	メディア・ エージェント	2,518	2,604		
		ITエンジニア派遣	7,629	3,678		
非HR	国内	営業代行 サービス		1,983	1,784	
調整額				△1,339	△1,393	
外部顧客への売上高				65,678	59,093	

※非HRというサービス区分はありますがセグメント上は単一の人材サービス事業です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、単一セグメントで構成されており、当セグメントにおいては上表の通り、収益を分解しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と、当履行義務を充足する通常の時点についての情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,975	6,383
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	6,383	7,178
契約資産（期首残高）	42	55
契約資産（期末残高）	55	58
契約負債（期首残高）	4,768	5,010
契約負債（期末残高）	5,010	4,382

契約資産は各種サービスから生じる未請求の対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、履行義務の充足時点もしくは契約期間開始時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

契約負債は契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、当社グループが契約に基づき履行義務を充足するにつれて（もしくは充足した時点で）収益に振り替えられます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,739百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,000百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、注記の対象に含めておりません。なお、当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、人材サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「収益認識関係」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
55,614	10,063	65,678

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ベトナム	アジア	合計
106	562	12	681

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「収益認識関係」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
52,805	6,288	59,093

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ベトナム	アジア	合計
184	394	18	597

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (百万 円)	科目	期末残高 (百万円)
非連結 子会社	株式会社 Insight Tech	東京都 新宿区	10	データ 解析受託	直接 100	資金の 貸付先	資金の貸 付(注)	121.5	貸付金	571

取引条件および取引条件の決定方針

(注) 貸付金の条件については、取引の実態を踏まえ、当事者間の協議により決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社と関連当事者との取引

非連結子会社への貸倒懸念債権に対し、532百万円の貸倒引当金を計上しています。

また、当連結会計年度において87百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	905円56銭	830円17銭
1株当たり当期純利益金額	186円76銭	66円42銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	183円34銭	65円11銭

(注) 1. 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度2,282,133株、当連結会計年度2,251,227株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度2,268,400株、当連結会計年度2,229,900株であります。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,628	2,616
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	7,628	2,616
普通株式の期中平均株式数(株)	40,848,498	39,390,312
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	763,040	789,729
(うち新株予約権(株))	(763,040)	(789,729)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

1. 共通支配下の取引等

(吸収分割)

当社は、当社を吸収分割会社、子会社である株式会社エンゲージを吸収分割承継会社とする吸収分割を2026年4月1日に行いました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

事業名称：engage事業

事業内容：求人サイト「エンゲージ」及び採用支援ツール「engage」を提供する求人情報サービス事業（「エンカイシャの評判」を除く）

② 企業結合日

2026年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社が100%出資して設立した子会社である株式会社エンゲージ（2026年1月設立。2026年1月23日開催の取締役会において成立を決議）を吸収分割承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割及び略式吸収分割）であります。

④ 結合後企業の名称

株式会社エンゲージ

⑤ 取引の目的

当社は、2026年3月期から2027年3月期までを再成長に向けた構造改革期間と位置づけ、事業ポートフォリオの見直し、コスト削減及び成長投資を推進している中で、採用市場の多様化や競合環境の激化等を踏まえ、engage事業を単独で計画どおり成長させることは困難であると判断したことから、当該事業を切り出し、新会社に承継させうえで、第三者である株式会社カカコムとの連携のもとで事業の継続的な成長及び企業価値向上を図ることを目的として、本吸収分割を行うものであります。

(2) 会計処理の概要

本吸収分割は、当社が100%出資して設立した新会社である株式会社エンゲージとの間で行う共通支配下の取引に該当することから、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理を行う予定であります。

2. 重要な子会社等の株式の売却

当社は、子会社である株式会社エンゲージの発行済み株式の一部を2026年4月1日に株式会社カカコムに譲渡しました。

(1) その旨及び理由

本株式譲渡は、engage事業の継続的な成長実現及び企業価値向上を図るため、同事業に対して成長投資を行う意向を有する株式会社カカコムとの連携を強化し、当社グループの事業ポートフォリオの最適化及び経営資源の重点配分を進めることを目的とするものであります。

(2) 売却する相手会社の名称

株式会社カカコム

(3) 売却の時期

2026年4月1日

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(5) 当該子会社等の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称：株式会社エンゲージ

事業内容：engage事業（求人サイト「エンゲージ」及び採用支援ツール「engage」の運営）

当社との取引内容：当社が当該子会社の株式を保有し、engage事業を当社グループの一事業として運営しているほか、グループ内での人材・ノウハウ等の提供等を行っています。

(6) 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

売却する株式の数：851株（発行済株式総数1,000株の85.1%）

売却価額：未定

売却損益：未定

売却後の持分比率：14.9%

(7) その他重要な特約等がある場合にはその内容

本株式譲渡契約における最終的な売却価額及び売却損益については、本株式譲渡契約書に定める価格調整条項（クロージング日である2026年4月1日時点における所定の勘定科目残高の増減を反映した株式価値に基づいた価格調整）による調整を行うため、現時点では未定であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	128	161	10.0	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	423	227	10.0	2027年1月31日～ 2030年4月30日
合計	551	388	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、リース債務等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	177	47	0	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	29,618	59,093
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	2,391	3,628
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	1,752	2,616
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	43.47	66.42

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,243	6,397
受取手形	—	1
売掛金	※ 2,752	※ 2,573
有価証券	2,000	—
貯蔵品	2	1
前払費用	510	607
その他	※ 104	※ 753
貸倒引当金	△127	△710
流動資産合計	21,486	9,624
固定資産		
有形固定資産		
建物	61	131
器具及び備品	12	22
リース資産	—	3
有形固定資産合計	74	157
無形固定資産		
商標権	16	13
ソフトウェア	6,993	7,708
のれん	256	290
その他	761	680
無形固定資産合計	8,028	8,692
投資その他の資産		
投資有価証券	4,661	4,472
関係会社株式	10,684	12,658
長期貸付金	※ 1,650	※ 821
破産更生債権等	12	14
繰延税金資産	997	1,251
その他	1,776	1,817
貸倒引当金	△458	△14
投資その他の資産合計	19,324	21,021
固定資産合計	27,427	29,870
資産合計	48,914	39,495

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 125	※ 106
リース債務	—	0
未払金	※ 2,741	※ 3,015
未払費用	299	283
未払法人税等	2,508	237
前受金	4,471	3,700
預り金	65	127
前受収益	1	1
賞与引当金	970	925
役員賞与引当金	21	28
その他	450	43
流動負債合計	11,656	8,470
固定負債		
リース債務	—	2
長期末払金	1,203	1,364
株式給付引当金	610	656
資産除去債務	175	222
長期末払費用	22	32
固定負債合計	2,011	2,278
負債合計	13,667	10,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,194	1,194
資本剰余金		
資本準備金	2,678	2,678
その他資本剰余金	414	411
資本剰余金合計	3,093	3,089
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	2,030	2,030
繰越利益剰余金	43,061	41,629
利益剰余金合計	45,091	43,659
自己株式	△14,971	△19,966
株主資本合計	34,407	27,977
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	238	292
評価・換算差額等合計	238	292
新株予約権	600	476
純資産合計	35,246	28,746
負債純資産合計	48,914	39,495

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 47,523	※1 42,958
売上原価	4,816	4,703
売上総利益	42,707	38,254
販売費及び一般管理費	※1, ※2 38,629	※1, ※2 36,311
営業利益	4,077	1,943
営業外収益	※1 927	※1 811
営業外費用	※1 448	※1 338
経常利益	4,555	2,416
特別利益		
投資有価証券売却益	※3 5,456	※3 11
関係会社株式売却益	1	—
抱合せ株式消滅差益	※4 78	※4 —
特別利益合計	5,535	11
特別損失		
固定資産除却損	※5 422	※5 1
投資有価証券評価損	0	16
減損損失	※6 —	※6 386
組織再編費用	※7 —	※7 170
特別損失合計	423	574
税引前当期純利益	9,668	1,853
法人税、住民税及び事業税	2,903	529
法人税等調整額	△238	△277
法人税等合計	2,664	251
当期純利益	7,003	1,602

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 原稿制作費	1	1,062	22.1	851	18.1
II サイト運用費	2	2,122	44.1	2,420	51.4
III 支払手数料	3	1,546	32.1	1,363	29.0
IV 外注費	4	77	1.6	61	1.3
V その他の経費		7	0.2	7	0.2
売上原価		4,816	100.0	4,703	100.0

- (注) 1. 原稿制作費とは、外注制作費及び社内制作にかかる費用であります。
2. サイト運用費とは、ソフトウェア・サーバー等の減価償却費及びサイト維持管理費であります。
3. 主にプラットフォーム事業者等への手数料であります。
4. 外注費とは、求職者の就職・転職活動を支援するイベント及び研修にかかる費用であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	1,194	2,678	415	3,093	2,030	39,081	41,111	△14,993	30,407	247	247	395	31,050
当期変動額													
剰余金の配当				—		△3,023	△3,023		△3,023				△3,023
当期純利益				—		7,003	7,003		7,003				7,003
自己株式の取得				—			—	△0	△0				△0
自己株式の処分				△0	△0		—	21	20				20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—			—		—	△9	△9	205	195
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	3,979	3,979	21	4,000	△9	△9	205	4,196
当期末残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	43,061	45,091	△14,971	34,407	238	238	600	35,246

当事業年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	43,061	45,091	△14,971	34,407	238	238	600	35,246
当期変動額													
剰余金の配当				—		△3,023	△3,023		△3,023				△3,023
当期純利益				—		1,602	1,602		1,602				1,602
自己株式の取得				—			—	△5,000	△5,000				△5,000
自己株式の処分				△3	△3		—	4	1				1
企業結合による変動							△10	△10	△10				△10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—			—		—	54	54	△123	△69
当期変動額合計	—	—	△3	△3	—	△1,431	△1,431	△4,995	△6,430	54	54	△123	△6,499
当期末残高	1,194	2,678	411	3,089	2,030	41,629	43,659	△19,966	27,977	292	292	476	28,746

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～25年

器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① メディア

自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用や、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービス、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供しております。

採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

人材紹介サービスについては、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益認識しております。

② エージェント

社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 採用サービスその他

主に派遣会社向けに採用管理システムの利用により、顧客から利用料を得ております。採用管理システムの利用については、契約に基づき当システムの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

④ 教育・評価サービス

タレントマネジメントシステムや入社後のオンボーディングサービスの利用により、顧客から利用料を得ております。これらのシステム及びサービス利用については、契約に基づきこれらの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)	
	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	541
投資有価証券評価損	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)非上場株式の評価」に記載した内容と同一であります。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)	
	当事業年度
関係会社株式	12,658

関係会社株式には当事業年度に取得したback check株式会社の株式の取得価額1,950百万円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得価額と実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断しています。back check株式会社の取得価額には超過収益力が反映されており、超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となりますが、当事業年度においては期末日時点の事業計画の売上高及び営業利益に関する想定に、取得時点のものと比較して重要な乖離がないと確認しております。

② 主要な仮定

back check株式会社の株式評価における主要な仮定は、事業計画の売上高及び営業利益の将来予測になります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である事業計画における売上高及び営業利益の将来予測は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託 J-E S O P について)

連結財務諸表の「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	87百万円	691百万円
長期金銭債権	1,649百万円	819百万円
短期金銭債務	131百万円	97百万円

当座貸越契約

当社では、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	11,000百万円	11,000百万円
借入実行残高	—百万円	—百万円
差引額	11,000百万円	11,000百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	70百万円	78百万円
売上原価	29百万円	21百万円
販売費及び一般管理費	1,274百万円	905百万円
営業取引以外の取引（収入分）	44百万円	681百万円
営業取引以外の取引（支出分）	2百万円	87百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
広告宣伝費	15,309百万円	14,211百万円
役員賞与引当金繰入額	21百万円	28百万円
給料及び手当	8,236百万円	8,182百万円
業務委託費	2,729百万円	2,382百万円
賞与引当金繰入額	915百万円	875百万円
支払手数料	5,237百万円	5,061百万円
減価償却費	709百万円	700百万円
貸倒引当金繰入額	88百万円	79百万円
おおよその割合		
販売費	46.87%	46.02%
一般管理費	53.13%	53.98%

※3 投資有価証券売却益

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式会社タイミーなどの株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

株式会社RevComm及び株式会社出版文化社の株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

※4 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

抱合せ株式消滅差益の内容は、当社の子会社であった株式会社Brocanteを吸収合併したことによるものです。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ソフトウェア	376百万円	1百万円
器具及び備品	0百万円	一百万円
その他	45百万円	0百万円
計	422百万円	1百万円

※6 減損損失

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

種類	用途	場所	金額（百万円）
ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	事業用資産	東京都新宿区	386

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、事業用資産等について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングを行っております。

国内採用サービスの一部の資産グループについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（386百万円）として特別損失に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

※7 組織再編費用

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度において、組織再編費用170百万円を計上しております。これは、株式会社エンゲージの組織再編費用スキームの立案に係るアドバイザー費用、専門家報酬であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	10,507	12,481
関連会社株式	176	176
計	10,684	12,658

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	217百万円	217百万円
賞与引当金	303百万円	300百万円
貸倒引当金	183百万円	228百万円
未払事業税	133百万円	30百万円
投資有価証券評価損	517百万円	519百万円
株式給付引当金	192百万円	206百万円
株式報酬費用	189百万円	150百万円
資産除去債務	55百万円	70百万円
ソフトウェア	86百万円	302百万円
その他	98百万円	101百万円
繰延税金資産 小計	1,979百万円	2,129百万円
評価性引当額	△873百万円	△730百万円
繰延税金資産 合計	1,105百万円	1,398百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△105百万円	△133百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△2百万円	△14百万円
繰延税金負債 合計	△107百万円	△147百万円
繰延税金資産の純額	997百万円	1,251百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.68%	△7.49%
受取配当金の益金不算入額	△2.51%	△9.98%
所得拡大促進税制特別税額控除	△0.21%	—%
税率変更による税率差異	△0.15%	—%
その他	△0.87%	0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.56%	13.58%

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等及び重要な子会社等の株式の売却

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	61	95	—	24	131	432
	器具及び備品	12	26	—	16	22	503
	リース資産	—	3	—	0	3	0
	建設仮勘定	—	80	80	—	—	—
	計	74	205	80	42	157	936
無形固定資産	商標権	16	—	0	3	13	34
	ソフトウェア	6,993	3,671	329 (273)	2,627	7,708	14,166
	のれん	256	90	—	55	290	55
	その他	761	3,729	3,810 (112)	—	680	—
	計	8,028	7,490	4,141 (386)	2,686	8,692	14,256

(注) 1. 当期減少額のうち () 内は内書きで減損損失の計上額であります。

(注) 2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア : サイト開発・追加改修等 3,671百万円

のれん : 株式会社グリッドの吸収合併に伴うもの 90百万円

当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア : ソフトウェア除却・減損 275百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	586	302	163	725
賞与引当金	970	925	970	925
役員賞与引当金	21	28	21	28
株式給付引当金	610	122	76	656

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 (電子公告URL (https://corp.en-japan.com/))
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月23日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第26期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2025年11月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権発行の決議）の規定に基づく臨時報告書

2025年7月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割の決定）の規定に基づく臨時報告書

2025年12月17日関東財務局長に提出

2026年5月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2号第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2025年7月25日提出の臨時報告書に係る訂正報告書

2025年8月1日関東財務局長に提出

2025年8月15日関東財務局長に提出

2025年12月17日提出の臨時報告書に係る訂正報告書

2026年1月23日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

2026年1月14日、2026年2月6日、2026年3月11日、2026年4月17日、2026年5月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月22日

エン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 絹 代

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエン株式会社（旧社名 エン・ジャパン株式会社）の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン株式会社（旧社名 エン・ジャパン株式会社）及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

back check株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において、連結子会社であるback check株式会社の株式取得に伴い、のれん1,059百万円及び無形固定資産の「その他」（顧客関連資産）1,168百万円を計上している。</p> <p>会社はback check株式会社を取得した際に計上したのれんを、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の取得日時点の時価との差額で算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しており、取得原価の配分にあたっては、専門家を利用している。</p> <p>これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識することとなる。</p> <p>のれん及び顧客関連資産の測定的基础となる顧客関係に係る将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、既存顧客減少率及び新規顧客獲得費用である。のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高及び営業利益の将来予測である。</p> <p>主要な仮定である既存顧客減少率及び新規顧客獲得費用は経営者の判断若しくは高度な専門知識に基づき、事業計画における売上高及び営業利益の将来予測は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において損益に影響を与える可能性があるため、当監査法人は、back check株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、back check株式会社の株式取得に伴うのれん及び顧客関連資産の評価の妥当性について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・back check株式会社の株式取得に伴うのれん及び顧客関連資産の評価に関連した固定資産減損判定プロセスの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・back check株式会社の株式取得の取引の概要を理解するため、経営管理者に質問するとともに取締役会議事録を閲覧した。 ・株式の取得原価について、株式譲渡契約書と照合した。 ・経営管理者が利用する外部の専門家によるのれん及び顧客関連資産の評価結果について、当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を関与させ、主として以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理者が利用する外部の専門家について、適性、能力及び客観性を評価した。 ・経営管理者が利用する外部の専門家が採用した評価手法及び割引率等の主要な前提条件及び計算過程の正確性を検討した。 ・のれん及び顧客関連資産の測定的基础となる顧客関係に係る将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定である既存顧客減少率及び新規顧客獲得費用について、既存顧客減少率については過去の既存顧客減少率との比較を実施し、新規顧客獲得費用については当期以前の新規顧客獲得費用実績の売上高に対する比率と比較した。 ・経営管理者が利用した外部の専門家によるのれん及び顧客関連資産の評価結果に基づき、識別された資産の時価を基礎とした取得原価の配分がなされ、その残余がのれんとして計上されていることを再計算した。 ・のれん及び顧客関連資産の償却期間について、事業計画に基づく投資の回収期間との比較を実施した。 ・のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となる事業計画における主要な仮定である売上高及び営業利益の将来予測について過去の実績推移及び当期実績との比較を実施した。 ・のれん及び顧客関連資産の減損の兆候の判定が適切に行われていることを検討するため事業計画と当期実績との比較を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エン株式会社（旧社名 エン・ジャパン株式会社）の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、エン株式会社（旧社名 エン・ジャパン株式会社）が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

エン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 絹 代

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエン株式会社（旧社名 エン・ジャパン株式会社）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン株式会社（旧社名 エン・ジャパン株式会社）の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式12,658百万円を計上しており、関係会社株式には当事業年度に取得したback check株式会社の株式の取得価額1,950百万円が含まれている。</p> <p>関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得価額と実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断している。back check株式会社の取得価額には超過収益力が反映されており、超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となる。</p> <p>back check株式会社の株式評価における主要な仮定は、事業計画の売上高及び営業利益の将来予測である。</p> <p>主要な仮定である事業計画における売上高及び営業利益の将来予測は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があるため、当監査法人は、関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価に関連した関係会社株式評価プロセスの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・関係会社の経営環境を理解し財政状態の悪化の兆候を示唆する関係会社の有無を確認するため、経営管理者に質問するとともに取締役会議事録を閲覧した。 ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる財務数値について、主要な関係会社株式を対象とした重要な勘定残高に対する監査手続を実施した。 ・会社の減損判定の適切性を検討するため、帳簿価額と実質価額の比較検討を実施した。 ・back check株式会社の株式取得の取引の概要を理解するため、経営管理者に質問するとともに取締役会議事録を閲覧した。 ・back check株式会社の株式評価における主要な仮定である事業計画の売上高及び営業利益の将来予測について過去の実績推移及び当期実績との比較を実施した。 ・back check株式の実質価額の回収可能性を評価するため、事業計画と当期実績との比較を実施するとともに、back check株式会社の事業内容及び市場動向に関する監査人の理解との整合性を検討するため経営管理者に質問を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【会社名】 エン株式会社
(旧会社名エン・ジャパン株式会社)

【英訳名】 en Inc.
(旧英訳名en Japan Inc.)

(注) 2025年6月24日開催の第25期定時株主総会の決議により、
2025年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 越智 通勝

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長 越智通勝は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社9社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは人材サービス事業を営んでおり、売上高が事業活動の成果を表す指標として最も適切であると判断しております。全社的な内部統制が有効であるため、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高を基準として、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。なお、当連結会計年度の売上高を基準として、評価範囲の見直しが必要ないことを確認しております。上述のとおり、事業活動の成果を表す指標は売上高であり、売上高及び売掛金を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。なお、そのうち、金額的及び質的影響が特に僅少な一部の業務プロセスについては、評価対象としておりません。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、①固定資産減損判定プロセス ②投資有価証券評価プロセス ③税金計算プロセス ④新株予約権プロセス ⑤関係会社株式評価プロセスを、非定型かつ取引量が多く特に留意すべき業務プロセスとして広告宣伝費プロセスを個別に評価対象に加えております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【会社名】 エン株式会社
(旧会社名エン・ジャパン株式会社)

【英訳名】 en Inc.
(旧英訳名en Japan Inc.)

(注) 2025年6月24日開催の第25期定時株主総会の決議により、
2025年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 越智 通勝

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 越智通勝は、当社の第26期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



GREEN PRINTING JFPI
P-A10007

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。

宝印刷株式会社印刷